

はじめに

区民の暮らしは一段ときびしさを増しています。私たちが現在、実施している暮らしと区政に関するアンケートには、「少しでも年金額を減らさないでください」「40代に仕事がなく、子どもも小さいので不安」など、切実な声が数多く寄せられています。じっさい、介護保険料滞納者は979人、生活保護世帯は2,679世帯、就学援助も中学生で34.9%に増加し、特養ホーム待機者は682人、保育園の待機児は207人と深刻です。中小企業倒産は今年8月までで119件、それによって職を失った人は734人にのぼっています。

ところが、桑原区政は、区民税、国保・介護保険料などを大幅に引き上げ、負担増と福祉の切り捨てを進めています。「施設整備計画」をトップダウンですすめ、次々と税金投入する一方、財政削減・効率化を口実に子どもを犠牲にして、区立桜丘、西原保育園を廃止し、区立幼稚園も中幡幼稚園の廃止につづき、西原、本町幼稚園も廃園にしようとしています。また、保護者や地域住民の声を全く聞かず、山谷・代々木小学校の統廃合計画を進めています。こうした区政に対し、学校統廃合や幼稚園・保育園の廃止に反対する保護者、住民の運動が広がるなど、区民は安心して暮らせる区政を強く求めています。

国民生活に貧困と格差をひろげた構造改革の自公政治に、国民は政権交代の審判を下しました。しかし、野田内閣は国民への公約を投げ捨て、消費税増税と社会保障の改悪法案を民自公の密室合意で強行しました。その一方で、大企業や富裕層への減税を継続し、不要不急の大型公共事業を復活するなど、財界の利益を優先する政治を続けています。また、原発再稼働を強行し、原発固執政策を続け、危険なオスプレイの配備・低空飛行訓練などの暴走を続けています。

石原都政も都民生活を守る役割を發揮しようとせず、全国最低の特養ホームの建設や東京だけが実施していない少人数学級など、福祉・教育の充実を拒否しています。防災対策でも自己責任を第一義とし、最も危険といわれる木造住宅密集地域の対策も不十分なまま、1メートル1億円をつぎこむ外環道などの大型道路建設や大規模再開発を推進しています。

国民の願いにそむく古い政治に対し、各分野で国民みずからが立ち上がり、行き詰まった政治を打開する運動が大きく高揚しています。毎週金曜日の原発再稼働反対、原発なくせの首相官邸行動は、参加者がのべ100万人をこえ、全国に広がっています。消費税増税は法案成立後も反対が過半数を超え、オスプレイ配備やTPP反対、住民本位の震災復興を求める運動も、国民多数の声になっています。

日本共産党は政治の行き詰まりの大本にある、アメリカ言いなり、財界の利益優先という日本の政治の二つの異常をただす立場にたって、消費税増税によらない社会保障の財源づくりと財政建て直しの政策、即時原発ゼロの提言など、国民の願いに沿った日本の進路を示しています。日本固有の領土である尖閣、竹島の問題でも、歴史的事実と国際法の道理にもとづく冷静な外交によって解決する道を示しています。

いま、渋谷区に求められているのは、住民の安全と福祉の向上という自治体本来の役割を發揮し、悪化する区民生活と営業を守る、暮らし、福祉、教育優先の区政です。また、災害から区民のいのちを守る福祉と防災のまちづくりです。こうした立場に立って日本共産党区議団は、以下のとおり2013年度予算に対する要望を提出します。

【重点要求】

- 1．トップダウンによる施設建設や土地購入、一方的な学校統廃合や保育園、幼稚園の廃園など住民無視の政治手法から住民が主人公の区政運営に改めること。

この間の施設整備計画は、区長のトップダウンで次々と拡大され、莫大な税金投入が行われてきました。一方で、小中学校の統廃合や区立保育園、幼稚園の廃止、また、図書館や社会教育館や学校・保育園の給食などの民営化が進められ、区職員の削減と住民サービスが後退させられてきました。福祉と防災のまちづくりが強く求められているときだけに、区政のあり方、税金の使い方は区民のくらし優先にすべきです。新たな施設整備計画については住民参加で抜本的に見直し、住民の声に真摯に耳を傾け、トップダウンの区政運営をやめ住民が主人公の立場を貫くこと。

行政サービス、防災の拠点となる恵比寿出張所を元に戻すとともに、氷川出張所の窓口業務を元の場所に戻すこと。

- 2．渋谷区役所本庁舎の震災対策については、それにかかわる全情報を公開し、住民参加で練り上げること。

渋谷区役所本庁舎の震災対策については、その基本姿勢として、区民のくらし最優先にし、対策予算を理由に福祉・教育などの切り捨てとセットにしないこと、そして、建て替えを前提とせず、耐震や施設にかかわる全情報を公開し、区民参加で練り上げること。

- 3．山谷小学校、代々木小学校の統廃合計画を中止し、学校統廃合をすすめる区立学校在り方検討委員会の設置は撤回すること。学校間に競争と格差を持ち込む学校選択制を見直し、一人ひとりの子どもにゆきとどいた教育を行うために、30人学級の実施など教育環境の充実を図ること。

保護者、住民を無視して一方的にすすめられている山谷小学校、代々木小学校の統廃合はただちに中止し、白紙撤回すること。

小規模校は、子ども同士あるいは教師との交流や少人数だからこそできる温かみのある教育活動など、そのよさは広く認められています。全区的に学校統廃合をすすめるための「渋谷区立学校の在り方検討委員会」の設置は撤回すること。

施設一体型の本町小中一貫教育校については、児童生徒が伸び伸びと学校生活や放課後の生活が送れるよう改善すること。また、学校選択制は、学校間に競争と格差をもたらすと同時に、学校と地域の結びつきを弱め地域の教育力を低下させ、子どもを地域の力で守ることを困難にします。公平、平等に教育を保障する公教育の理念に反する学校選択制はやめること。

一人ひとりの子どもの人格の完成をめざし、ゆきとどいた教育を実施するため、30人以下の少人数学級の実施を国や都に働きかけるとともに、区独自に教員を配置し実施すること。また、情緒障害児を対象とする通級学級の増設など、特別支援教育を充実すること。

- 4．幼保一元化施設・認定こども園による区立幼稚園、保育園の廃止をやめること。区立幼稚園での3歳児保育の実施など幼児教育の充実を図ること。

区は山谷かきのみ園や千駄ヶ谷なかよし園の開設を住民合意もなく進めて保育

の質を低下させ、今後も、子どもと教育にかかる費用を削減するため区立幼稚園、保育園を廃止して幼保一元化施設・認定こども園を進めようとしています。神宮前保育園、本町第二保育園、本町幼稚園の幼保一元化施設をやめ、幼稚園は幼稚園として、保育園は保育園として運営すること。また、区立幼稚園での3歳児保育を実施するなど、幼稚園教育の充実をはかること。

5．認可保育園を早急に増設して待機児解消を図ること。また、桜丘保育園と西原保育園を復活させ、神宮前、上原、本町第二保育園などの区立保育園をまもるとともに、私立保育園や保育室の保育環境を改善すること。保育に対する国と自治体の責任を放棄する「子ども・子育て新システム」の中止を求めること。

保育園の待機児は8月末で207人と深刻です。これを解消するため、認可園を増設するとともに、廃園した桜丘保育園と西原保育園を復活し、神宮前、上原、本町第二保育園は、幼保一元化施設にするのではなく、区立保育園として運営すること。

緊急対策として開設された区立認可外保育室については、保育士や看護師などを認可園と同等に配置すること。さらに、私立保育園、保育室への運営費補助を増額して保育環境の改善を図ること。

国や都に対し、認可保育園建設のために遊休地の提供や財政支援を行うよう求めること。また、国が進めている「子ども・子育て新システム」は、保護者と保育園の直接契約制や保育所最低基準の緩和など、国と自治体の保育責任を放棄するものであり、こうした保育制度改悪に反対し、保育水準の向上を求めること。

6．高すぎる国民健康保険料を引き下げ、低所得者の保険料と窓口負担の軽減を図ること。保険証の取り上げをやめ、負担増と給付抑制につながる「広域化」に反対すること。

国民健康保険料は、毎年引き上げが行われてきた結果、滞納世帯が26%に達しており、区民が払える限界を超えています。政府や都に対し、負担金を増やすよう求め、区としても一般財源からの繰り入れ金を増やし、保険料を引き下げること。また、資格証明書、短期保険証の発行は受診抑制につながることから、保険証の取り上げはやめること。

国がすすめている「広域化」は、医療費の増加をそのまま保険料に跳ね返らせる仕組みをつくり受診抑制を招くものであり、反対すること。

7．策定される新たな地域防災計画は、災害を最小限に食い止める予防第一の震災対策とし、最大の防災対策である福祉のまちづくりを計画的、系統的に進めること。また、帰宅困難者対策について、国や都と連携するとともに、区独自にも強化すること。さらに、被災地の復旧・復興にむけた支援を強化すること。

現在、策定がすすめられている渋谷区地域防災計画について、東日本大震災の教訓から、災害から区民の命を守るために、区の役割を明確にした予防第一の計画にすること。また、東日本大震災は、福祉の充実こそが、震災発生の際、住民の命を守ることであり、その最前線に立つのが自治体職員であることを鮮明に示しました。区職員の削減をやめ、日常からの福祉のまちづくりを計画的、系統的にすすめること。

帰宅困難者対策については、事業者任せにするのではなく、国や都と連携して食糧備蓄を増やすなどの対策を強化すること。被災者が暮らしと生業(なりわい)を取

り戻せるよう、復旧・復興にむけた支援をさらに強化すること。

8 . 区民の命を守るため、学校などの公共施設をはじめ、木造住宅やマンションなどの耐震化を促進すること。

危険な上原、神宮前、代々木保育園・区民会館、本町第二保育園の耐震化を直ちに実施すること。また、区民が利用する出張所などの区施設の耐震化をすすめること。

建築物の耐震化について、区の助成による耐震改修では、耐震化を必要とする木造住宅は建物のわずか0.6%、分譲マンションなどでは、耐震診断、改修設計助成、耐震改修がすすんでいません。2015年度までに民間建築物の9割を耐震化する目標の達成めざし、民間の保育園や障害者施設、木造住宅やマンションなどの耐震化を促進すること。

9 . 障害者など、災害時要援護者対策をさらにすすめ、民間施設の支援強化とともに備蓄品の配備、情報伝達手段の確保などを拡充すること。

災害弱者の施設における発生時の対応や支援について渋谷区地域防災計画に位置づけること。

2011年3月11日の地震時には、当区でも公共交通機関のほとんどがストップし電話もかかりづらくなるなど、深刻な事態となりました。区内の民間保育施設や障害者施設では、子どもの引渡しや施設利用者が帰宅できないなどの困難が生じました。災害弱者が生活する民間施設の災害時の支援を強化するとともに、備蓄品の配備や情報伝達手段の確保などを公立施設と同様にするため支援すること。

10 . 孤独死、孤立死、熱中症などの被害者を出さないため、高齢者などの訪問、見守り体制を充実すること。

孤立死、孤独死を出さないため、地域包括支援センターを出張所ごとに整備し、その体制を強化するとともに、一人暮らし高齢者や老老世帯などの把握とともに、地域住民とも協力して訪問・見守り体制を確立、強化すること。また、熱中症から高齢者を守るため、クーラー設置費用や電気代の助成を実施するとともに、区施設の活用や事業所などとの連携をはかり、避難所の設置をおこなうこと。

11 . 介護保険料・利用料の軽減、軽度者への介護サービスの充実、特養ホーム、グループホームの整備を急ぐこと。政府に対し、国庫負担を引き上げ、切り捨てられたサービスの復活を求めること。

介護保険法の改悪によって、施設サービスをはじめ、生活援助サービスなどが大きく後退しました。政府に対し、制度をもとに戻し、介護給付の負担割合の当面30%への引き上げと、介護従事者の処遇改善交付金の復活を求めること。区として、保険料・利用料の軽減制度の拡充を図ること。区独自のサービスを拡充すること。特養ホーム、グループホーム等の整備を急ぐこと。

12 . 後期高齢者医療制度の廃止を国に求め、区として75歳以上の住民税非課税世帯の医療費を無料にすること。区民が安心して医療にかかれるよう、国に対して外来の受診時定額負担の導入をやめ、療養型病床の削減を中止し、小児医療体制の強

化を求めること。

75歳以上の高齢者を差別する後期高齢者医療制度を廃止し、高齢者の医療費を無料化するよう政府に求めること。区として当面75歳以上の住民税非課税世帯の医療費を無料にすること。

政府は、70～74歳の窓口負担を1割から2割に倍増させる来年度予算を準備し、外来診療に対する受診時定額負担の導入や、療養病床の削減など、国民への負担増と国の医療費削減をすすめています。国民が安心して医療にかかれるよう、負担増や療養病床削減の中止を求め、不足している小児・周産期医療体制の強化をはかるとともに、国の制度として子ども医療費の無料化を実施するよう政府に求めること。

13. 地域経済を支える商店街、中小企業への支援を抜本的に強めるため、中小企業振興条例を制定すること。商店街の街路灯電気代の全額補助とLED化支援、中小企業・業者への無利子の融資制度の実施、公契約条例の改定や住宅簡易改修支援制度（住宅リフォーム助成制度）の拡充などを実施すること。

区内の中小企業と商店街は、景気の低迷により経営がいつそう困難になっています。政府に対して、中小企業予算を大幅に引き上げるよう要請すること。区として商店街、中小企業への支援を抜本的に強めるため、中小企業振興基本

条例を制定すること。また、商店街の街路灯電気代を全額補助すること。また、街路灯LED化の支援を都と区で推進すること。

公契約条例は、工事請負契約を5000万円以上とし、業務委託契約も対象とすること。住宅簡易改修支援制度（住宅リフォーム助成制度）の要件を緩和するとともに、区内のすべての小規模施工業者を対象を広げ、賃貸住宅なども対象にし、低所得者への補助率を引き上げること。

14. 障害者施策を拡充し、グループホーム、ケアホームを増設すること。

障害者支援サービスは、原則無償とするよう政府に求めること。自立支援協議会の設置にあたっては、障害当事者と家族を参加させ、その意見が反映できるようにすること。障害者が切実に願っている、通学や通所のためのヘルパー派遣の実施やグループホーム、ケアホームの増設など、障害者施策を拡充すること。

15. 安心して住み続けられるようにするため、「住宅は福祉」の立場で区営住宅や高齢者住宅を増設すること。幡ヶ谷1丁目の東京都から譲渡された土地に高齢者住宅を建設すること。また、家賃補助制度の拡充を図ること。

当区では賃貸住宅の家賃が高く、高齢者、青年、子育てファミリー世帯の住宅難は深刻です。「住宅は福祉」の立場で区営住宅や高齢者住宅を計画的に増設すること。若者むけの家賃補助については、単身者、居住継続型を復活し、助成期間を10年に戻すとともに、募集戸数を増やして拡充をはかること。また、福祉型家賃補助の更新料補助を復活すること。都営住宅から移管された住宅については、東京都の家賃減免を引き継ぐ軽減策を実施すること。都から譲渡された幡ヶ谷1丁目の原町住宅は、高齢者中心の住宅として整備すること。

16．大企業優先の渋谷駅周辺開発事業に税金投入をしないこと。

渋谷駅街区の土地区画整理事業に伴って2012年度から15年間で20億円の税金投入が開始されました。大企業のための開発に区税投入することはやめること。

また、渋谷駅を中心にした、アジアヘッドクォーター特区と特定都市再生緊急整備地域として大企業中心のまちづくりを進めようとしていることは重大です。さらに、渋谷駅ビルの整備計画具体化で、都市鉄道等利便増進法の対象になれば、渋谷区が総事業費の3分の1を負担することになり、さらなる税金投入へとつながります。駅ビルをはじめ超高層ビルが乱立し環境悪化をもたらす大企業のための渋谷駅周辺整備事業に莫大な税金を投入することはやめること。

17．地球温暖化対策条例を制定し、区民、企業と共同して温室効果ガスの排出量を削減するとともに、廃プラスチックの全量焼却をただちに中止し、資源化の取り組みを強化すること。

政府が表明した2020年度までに温室効果ガス排出量の25%削減を実現するために、当区としても、温暖化対策条例を制定し25パーセントを削減するための具体化をはかること。とくに温暖化に拍車をかける廃プラスチックについては資源化を徹底し、全量焼却をただちに中止すること。緑化推進計画を推進し、緑被率を向上させること。

18．子どもの豊かな成長に大きな役割を果たしているこどもの城、青山劇場、青山円形劇場の存続を国に求めること。

厚生労働省は、こどもの城や青山劇場、青山円形劇場を2014年度末で閉館することを打ち出しました。この施設は、子どもたちが主体的に参加できる音楽コンサートなど多彩なプログラムがあり、子どもの成長にとって大きな役割を果たしており、また、子育ての大切な場となっています。渋谷区の子どもや父母も多く利用している、こどもの城や青山劇場、青山円形劇場の存続を国に求めること。

19．消費税増税の中止を求め、社会保障の改悪に反対すること。

民主党野田内閣と自民党、公明党は、消費税増税法案を社会保障改革推進法とともに強行成立させ、医療、介護、年金、保育などの社会保障を切り捨てる一方、消費税を2015年10月に10%にする増税を計画しています。社会保障の財源は、軍事費や大型開発、原発推進、政党助成金などの無駄遣いをなくし、大金持ちや大企業への行きすぎた減税を正し、応能負担の原則に立った税制を抜本的に見直すことで確保すべきです。政府に対し、国民の暮らしを破壊する消費税増税をやめ、社会保障の改悪をやめるよう強く求めること。

20．大飯原発の再稼働を即時停止し、原発からの撤退と再生可能エネルギーへの転換を国に求めるとともに、渋谷区として省エネ型のまちづくりや再生可能エネルギーの普及に努めること。

福島原発事故によって、改めて原発と人類が共存できないことが明らかになりました。国に対し、ただちに大飯原発の再稼働を中止し、原発から撤退すること、さ

らに、再生可能エネルギーへの政策の転換を求めること。また、区としても、区施設の照明や街路灯のLED化など、設備の省エネ型機器への更新を急いで進めるとともに、太陽光発電設備設置や売電への助成をおこなうこと。

2 1 . 子どもたちを放射線被曝から守るとともに、放射線被害に対する区民の不安解消につとめること。

福島原発の事故による放射能被害は拡大しつづけています。とくに、子どもたちを放射能汚染から守るために学校や保育園、公園などの土壌や大気、プール水などのきめ細かな放射線量測定を継続的に行い、結果を公表すること。高い線量が測定された場合には除染などをただちにおこなうこと。学校や保育園の給食については、サンプル検査や抽出検査を改善し、系統的で万全の対策を講ずること。

2 2 . 国に対し、米軍輸送機オスプレイ配備の撤回を求めるとともに、普天間基地の撤去を求めること。また、国際政治の舞台で核兵器廃絶にむけたイニシアチブを発揮するよう求めること。

米軍は、沖縄・普天間基地に欠陥機であるオスプレイを配備し、全国で低空飛行を含む訓練をおこなおうとしています。オスプレイの墜落の危険性への不安はますます高まっています。日本全土が危険な状態におかれることから、オスプレイ配備撤回を政府に求めること。また、アメリカに対し、世界一危険な米軍普天間基地の無条件返還を求めるよう国に求めること。

核兵器禁止条約の締結のための交渉が、国際政治の現実的課題となっています。政府に対し、唯一の被爆国として、2015年のNPT（核不拡散条約）再検討会議にむけて、核兵器禁止条約の締結のためにイニシアチブを発揮するよう求めること。また、区として非核都市宣言をおこなうとともに、平和市長会の運動に参加し、核兵器廃絶に向けた運動の一翼を担うこと。

2 3 . 環太平洋連携協定（TPP）は、農林水産業に壊滅的な打撃を与え、食糧の自給と安全をはじめ区民の暮らしに重大な影響をもたらすものであり、参加をやめるよう国に求めること。

TPPに参加すれば、コメも含めて関税の全面撤廃はさけることができません。食品安全の規制緩和、公共工事のアメリカ企業への大幅な開放、アメリカ保険会社のための簡保・共済つぶし、国民皆保険制度を破壊する混合診療の大幅拡大など、「食と農」ばかりか医療の分野などにその影響がおよび、地域経済・雇用・内需は大打撃を受け日本経済を破壊するものです。国に対し、TPP参加を中止するよう求めること。

2 4 . 東京都に対し、オリンピック招致をテコにした浪費型の大型開発や不要不急の道路整備をやめ、都財政を防災・福祉のまちづくりを最優先にすることと、都立広尾病院は都立のまま存続するよう求めること。

石原都政がめざすオリンピック招致は、大型開発のテコとなり、都民生活と都財政に深刻な影響を及ぼすことは明白です。メインスタジアムなど主要3施設の用地確保や観客輸送のための公共交通整備だけでも1兆円規模の財政負担が予測されます。オリンピック招致をテコに一気にすすめようとしている外郭環状道路など三環状道路

をはじめ大型幹線道路整備の事業費は6兆円にもなると推定されています。

東京は近い将来に大地震が襲う危険性が高いと指摘されており、4000億円のオリンピック開催準備基金などを活用して、都民の安全・安心を確保するための防災・福祉のまちづくりに全力をつくすときです。

オリンピック招致をテコとした大型開発とそのための莫大な浪費を中止し、都の財政を都民の福祉や暮らしなどの都民施策にこそまわすよう求めること。

都立広尾病院は、救命救急や産科、小児科などを備え、災害基幹病院として地域医療の要となっている病院であり、都立病院として存続、充実させるよう都に求めること。

[区議会]

- 1 . 国際交流を理由にした議員のトルコ、フィンランドの海外視察は実施しないこと。
- 2 . 議員に支給する日額旅費は廃止すること。
- 3 . 議長交際費は150万円に削減すること。
- 4 . 陳情、請願について、提出者が趣旨説明する機会を設定すること。

[企画部]

- 1 . 国際交流事業の「花菖蒲を観る交流会」は中止すること。
- 2 . 能楽鑑賞会について、議員の招待はやめること。
- 3 . 国際都市交流は区民の自主的な交流とすること。トルコ・フィンランド共和国との友好都市交流のために多額の税金を投入することは見直すこと。
- 4 . (株)渋谷都市整備公社への会議室使用料の支出を中止すること。
- 5 . (株)渋谷都市整備公社の経営を改善するために、区民にすみやかに情報を公開するとともに経営内容について経営懇話会だけでなく公募の住民代表と専門家の意見も広く聞き、抜本的見直しをおこなうこと。
- 6 . 区政に対する苦情をすみやかに処理し、区民の権利と利益を守る区政をすすめるため、オンブズマン制度（行政監察専門委員制度）や区政モニター制度を創設すること。
- 7 . 区主催の「成人式」や「敬老大会」などは計画立案から区民参加で実施すること。

(平和行政について)

- 1 . 憲法第9条を守り、改悪する動きに強く反対すること。
- 2 . 憲法記念事業は、庁舎だけでなく、区内各地で開くよう予算づけをすること。
- 3 . 区内の団体が行う憲法9条を守るための講演会などの取り組みを支援すること。
- 4 . 地球上からすべての核兵器を廃絶することを内外にアピールするため「非核平和都市宣言」をおこなうこと。
- 5 . 広島、長崎に小中学生・区民の代表を派遣し、原爆と戦争の悲惨さを次世代に伝えるなど平和への施策を実施すること。
- 6 . 山の手大空襲や学童疎開の記録などを常時展示するスペースを設置すること。

(審議会、検討委員会について)

- 1 . 審議会、検討委員会等の構成は、それぞれ独自性を強め広く区民の意見を聴取するため、委員の選任については一般公募を原則とすること。
- 2 . 審議会、検討委員会等に女性を積極的に登用し半数を確保するよう努めること。
- 3 . ダイオキシン問題等審議会については区民が傍聴できるよう公開すること。
- 4 . まちづくり審議会委員の過半数は住民代表とすること。
- 5 . 委員の選任にあたっては長期の選任と重複選任をさけること。

(渋谷区ニュースの改善について)

- 1 . 定例区議会ごと区長の所信表明を一面にのせ、区民に知らせるニュースを削ることはやめること。
- 2 . 字体を大きくし、区民の投書欄を設けるなど、親しみやすく見やすい紙面に改善すること。
- 3 . 新聞をとっていない区民のため、シルバー人材センターに対して全戸配布を委託すること。

(開かれた区政を実現するために)

1. 開かれた区政を実現するため、区長が、区民の要望を直接聞く「区長移動応接室」を各出張所単位で開催すること。

(公会堂の改善について)

1. 区内の自主的文化団体が利用する際は、使用料を減額すること。
2. 障害者が二階席も利用できるようにエレベーター等を設置すること。
3. ダフ屋行為を完全になくすため、一層の努力をすること。

[総務部]

1. 区長、副区長、収入役、教育長の退職金は高額であるので30%減額すること。
2. 区長交際費300万円を200万円に削減すること。
3. 区の施設を任意団体であるNPO法人・おやじ日本への無償貸与はやめること。
4. 議長公用車を廃止すること。
5. 同和対策事業を廃止すること。
6. 食糧費については徹底した見直しをおこない、削減すること。

(女性センター・アイリスの改善について)

1. 文化総合センター大和田への移転にともない導入された使用料の徴収は中止すること。
2. 女性問題に関する図書を収集するなど、図書コーナーは特色あるものにし、充実すること。

(男女平等計画推進のために)

1. 「渋谷区男女共同参画行動計画」を総合的に推進するため条例を制定すること。
2. 「渋谷区男女共同参画行動計画」を推進するため「女性課」を設置すること。
3. 区民生活のあらゆる面で「男女共同参画」となるよう、シンポジウム開催やPR等の予算を増額すること。

(情報公開と個人情報保護について)

1. 情報公開のコピー代については、1枚10円を厳守すること。
2. 情報公開請求に対してはただちに開示すること。
3. 区長交際費関係書類などの文書保存期間短縮の内規を改め、保存期間を延長すること。
4. 第3セクターや外郭団体・指定管理者の情報も原則公開とすること。

(区民サービスを低下させる職員の削減を中止し、住民本位の行政を)

1. 区民サービスを低下させる職員の削減は中止すること。
2. 保育園の保育士、看護師の欠員は正規職員で補充すること。
3. 保育園の産休、育休、病欠等の代替職員については、派遣職員ではなく、区が直接雇用する非常勤職員で対応すること。
4. 学校給食の安全性や質の向上のため、正規職員を雇用すること。
5. 災害発生時、住民の避難場所となる小中学校の機械警備を中止し、警備員を配置すること。

(職員の手当支給について)

- 1 . 時間外手当については、実績にもとづき支給すること。
- 2 . 特殊勤務手当の福祉業務特別手当は廃止すること。

(職員の処遇について)

- 1 . 職員の人事異動にあたっては本人の希望を尊重するとともに、適材適所に配置すること。
- 2 . 精神疾患の職員に対し、健康回復のため、きめ細かな対応をおこなうこと。

(障害者雇用の推進について)

- 1 . 障害者を積極的に採用し当面 3 % 目標を達成すること。
- 2 . 高卒者採用試験に点字試験を導入すること。

(職員の資質向上について)

- 1 . 職員研修は、憲法に規定する「全体の奉仕者」としての自覚と行政能力が高められる内容にすること。

(自主管理施設の運営改善、増設等について)

- 1 . 代々木 1 丁目施設にエレベーターを設置すること。
- 2 . 自主管理施設の運営協議会の会費にアンバランスが生じないよう区として共有部分についての清掃予算をつけること。
- 3 . 千駄ヶ谷 4 ・ 5 丁目、本町 3 丁目、 5 丁目 ・ 6 丁目、富ヶ谷地域に自主管理施設を設置すること。
- 4 . 各施設の備品については、破損したものなどは適宜取替え、快適に利用できるようにすること。

(契約事務の民主的改善について)

- 1 . 公契約条例について、工事請負契約は 5 千万円以上とし、業務委託契約も対象とすること。
- 2 . 1 5 0 万円以下の工事を区内業者に優先発注する小規模修繕、改善等工事契約希望者登録制度をつくること。
- 3 . 物品購入などにあたっては、中小企業振興の立場から、区内の中小業者に積極的に受注させ、当面発注率を 6 0 % に引き上げること。
- 4 . 契約金額が 5 千万円以下の工事は、区内中小業者に発注すること。
- 5 . 小中学校、保育園などすべての区施設や公営住宅（借り上げを含む）の修繕維持工事などは区内の中小企業に発注すること。
- 6 . 元請企業が倒産した場合、工事代金を留保し、下請け業者への不払い救済へ充当できるようにすること。
- 7 . 前払金が、下請け業者に円滑にいきわたるよう点検、指導すること。
- 8 . 欠陥、不法工事を防止し契約履行の確保をはかるため、「瑕疵担保」の特約による担保責任存続期間の延長をはかること。
- 9 . 資材調達は、地元業者を最優先するよう「入札業者心得」等で元請業者に徹底すること。

(入札制度の改善について)

- 1 . 第三者機関である入札監視委員会を設置し、談合等の不正行為があった場合は、当該機関が不正行為情報の受信、通知、開示をおこなうこと。

2. 入札監視機関の設置にあたっては、公募の一般区民や関係労働組合の代表を加えること。
3. 電子入札に参加できない区内中小業者に入札の機会を保障するため、2年間に1回の登録を1年ごとに改善すること。

(私立幼稚園の振興について)

1. 幼稚園就園奨励費の増額を政府に働きかけること。
2. 都に対し、父母負担軽減補助制度への所得制限の撤廃を要求すること。
3. 父母負担軽減補助金額を引き上げるとともに支給時期を早めること。

[危機管理対策部]

(危機管理対策について)

1. 振り込め詐欺の被害をなくすため被害ケースをただちに区民に知らせる体制をつくること。
2. 警察との連携を強め、シニアクラブなどに出張するなど広報・相談活動をつよめること。
3. 区内の交番を廃止しないことと廃止された代々木3丁目、大山町、渋谷2丁目、神宮前3丁目の交番を復活するよう都・警視庁に求めること。
4. 千駄ヶ谷4・5丁目、神宮前6丁目地域に交番の設置を都・警視庁に要請すること。

(落書きのないきれいな街のために)

1. 落書きによって汚れた壁などに対する塗りかえや消すための補助制度をつくること。
2. 落書きを防止するため、壁面に絵を描くなど、きれいな町づくりの運動が起きている。こうした住民の運動を支援し、モラル向上の啓発をおこなうなどきれいな町づくりを推進すること。

(路上・公園での喫煙防止のために)

1. 駅や大規模商業施設内の喫煙スペースがないため、道路や公園に喫煙者があふれる所が出ている。駅や大規模商業施設の管理者に喫煙スペースを確保するように働きかけること。
2. 道路を喫煙所に行っている店舗がある。撤去するよう指導すること。

(防災対策の強化について)

1. 渋谷区地域防災計画は、東京直下型震度7を想定した、予防第一の計画とすること。
2. 新たに策定する地域防災計画には、高齢者、障害者、子どもなど災害弱者対策を具体化すること。
3. 福祉避難所を設置するなど、障害者への支援体制を強化すること。
4. 固定式防災無線については、放送内容が聞きづらい場所がある。マンション、ビルが増えていることから、総点検し、全区内の居住者、勤労者などに明確に伝達されるよう改善し、整備すること。
5. 自主防災組織に災害時用トランシーバーを貸与すること。
6. 防災組織の倉庫が未設置の地域については、早急に整備をすすめること。
7. 町会の防災活動に対する補助金を増額すること。
8. 水害がひん発している本町地域などに個別対策をすすめるとともに、下水管の7

- 5ミリ対応などを国、都とも協力して早急を実施すること。
- 9．消防団の装備を充実させ、消火手当の増額を東京都に働きかけること。
 - 10．渋谷駅を中心とした帰宅困難者対策を、国や都、JRなどの事業者、周辺事業所任せにせず、区が率先して日頃からの災害対策を強め、災害時には、避難施設への誘導など適切な対応をすること。

(街区消火器の整備について)

- 1．本町地区など木造住宅密集地域に街区消火器を増設すること。
- 2．街区消火器の場所が夜間でも目立つよう蛍光テープなどを貼ること。
- 3．街区消火器を適宜点検し、収納ケースの破損や汚れがある場合、すぐに改善すること。
- 4．街区消火器のメーカーの保証期間は8年である。それに基づき配置すること。
- 5．街区消火器は、地域住民と協議し、合意を得た裏通りなどにもきめ細かく配置すること。

(防災訓練の強化について)

- 1．東京直下型震度7強の地震に対応する防災計画にもとづき一時避難所運営について地域住民と出張所や一般職員が参加する合同訓練を実施すること。
- 2．自主防災組織の強化のための地域の訓練に対する補助金を増額すること。
- 3．防災訓練は、多くの区民が参加できるようにPRを拡大するなど改善し、地域での訓練を重視すること。
- 4．民間の障害者全施設が毎年、防災訓練ができるよう予算措置すること。
- 5．災害対策を口実とした自衛隊の防災訓練への参加を中止すること。
- 6．自主防災組織の訓練による事故にたいし対物保険に入り、対応すること。

[選挙管理委員会]

- 1．期日前投票所を出張所単位に1ヵ所ずつ設置すること。
- 2．区役所以外の期日前投票所を、公(告)示日の翌日から投票できるように改善すること。
- 3．公営掲示板の設置数を増やし、多数の区民が通行する場所に設置するよう改善すること。
- 4．若者の投票参加を高めるため、投票所の立会人に20代、30代の青年代表を参加させること。
- 5．郵便投票の対象者を拡大するよう政府に働きかけること。

[監査委員会]

- 1．監査委員の決算報告書については、従来通り部、課ごとの指摘事項がわかるよう文書報告をすること。
- 2．区民に開かれた監査とするため外部監査を導入すること。

[区民部]

(町会連合会及び町会の運営、活動の助成について)

- 1．町会の行事参加者全員がボランティア保険に加入できるようにすること。
- 2．町会運営事業助成を増額すること。
- 3．町会への加入を支援するため、区のホームページで各町会の活動を紹介し、加入を呼びかけること。
- 4．町会活動用の事務機器類(印刷機・パソコンなど)を整備すること。

5. 町会観劇会については、区議会議員の招待を中止すること。

(町会掲示板について)

1. 風雨に強い屋根付きの掲示板を普及すること。
2. 町会から要望のある場所に掲示板を増設すること。
3. 町会掲示板に地番表示をすること。
4. 町会所有の掲示板の修理に対する補助制度をつくること。

(ガイドサインの整備について)

1. 凍結した旧渋谷地域に対するガイドサイン整備を再開すること。

(出張所の改善について)

1. 耐震補強工事が未実施の出張所については安全を確保するため耐震補強工事を実施すること。
2. 出張所の統廃合はおこなわないこと。
3. 出張所で介護保険、保育園、生活保護の申請や相談ができるようにすること。

(区民会館の改善について)

1. 耐震補強工事が未実施の上原、神宮前区民会館などについては安全を確保するため早急に耐震補強工事を実施すること。
2. 高齢者、障害者のために千駄ヶ谷区民施設等にエレベーターを設置すること。
3. 全区民施設に洋式トイレと「だれでもトイレ」を設置すること。
4. 区民会館の大集会室や大会議室については防音設備をし、楽器演奏などができるようにすること。

(中小業者の営業をまもるために)

1. 中小業者、下請け業者、建設業者、小売業者等は地域社会と地域経済の担い手であることから中小企業振興基本条例を制定し、その振興を図ること。

(融資制度の改善について)

1. 無利子の緊急景気対策特別資金融資制度を実施すること。
2. 区内業者の廃業や倒産を防ぐため、保証人や担保能力のない業者に区が直接貸しつける直貸し融資制度や損失補償をする融資制度をつくること。

(商店街の活性化のために)

1. 商店街街路灯の電気代補助は全額補助とすること。
2. 商店街街路灯の節電対策のため、LED化に補助制度を継続し、推進すること。
3. 商店会の活性化対策のため、空き店舗を活用し、住民が休憩や交流できるコミュニティスペースとして整備するための支援を拡大すること。
4. 生鮮三品の商店がなくなった商店街に、それらの商店が誘致できるよう助成すること。
5. イベント事業が実施できない商店街に対する支援を強化するため担当職員を配置して、活性化策を商店会と一体で練り上げること。
6. 各商店会ごとの活性化計画について、商店会役員、区職員、専門家、地域住民も参加する「検討委員会」をつくり策定すること。
7. コンビニ店などフランチャイズ店舗などの地元商店街振興組合への加入を促進すること。

8. 区が実施する事業の記念品や見舞品を地域の商店で利用できる買い物券にきりかえること。

(商工会館について)

1. 商工会館は、日曜日也会館すること。
2. 商工会館の和室を洋室に改修するなど、改善すること。
3. 商工会館に配置していた消費者相談主査を復活するなど、消費者行政を強化すること。

(悪質商法などから区民を守るために)

1. 「振り込め詐欺」の被害から住民を守るため、被害情報はただちに知らせる体制をつくり、常に注意を喚起すること。
2. 悪質なキヤッチセールや通信・訪問販売について、その被害の実態を迅速に把握し、解決策を区民に知らせ被害を未然に防ぐこと。

(食品の安全のために)

1. 遺伝子組み換え食品、食品添加物などが増えているなかで、食品の安全を守るための啓発活動を強化すること。

(区民の願いにそった国民健康保険事業にするために)

1. 保険料の引き上げに反対し、渋谷区の保険料はすえおくこと。
2. 次年度の保険料率の算定や制度のあり方については、検討段階から区民、区議会にすべての情報を公開し、区民参加ですすめること。
3. 保険料の引き上げを抑えるため、都に対し、引き下げた交付金を元に戻すよう申し入れること。
4. 入院給食費の自己負担の撤回を政府に申し入れること。
5. 区として高齢者や低所得者の入院給食費の自己負担分の助成制度をつくること。

(国民健康保険制度を改善するために)

1. 国民健康保険制度の「広域化」は保険料の大幅引き上げなどにつながるものである。政府がめざす「広域化」に反対すること。
2. 医療費が上がれば保険料が上がる「医療費対応方式」をあらため、所得に応じた保険料とする「所得対応方式」にするよう政府に要請すること。
3. 所得割と均等割の比率をかえ、低所得者の均等割額を引き上げることは中止すること。
4. 出産育児一時金を上限53万円まで引き上げるとともに、妊娠中毒症等医療費助成制度の所得制限を撤廃すること。
5. 7万円の葬祭費を引き上げること。
6. 40歳以下の加入者が全員健診をうけられるように改善すること。
7. やむを得ず保険料を滞納している人に対しては、資格証明書や短期保険証でなく本証を発行すること。
8. 保険料の減免制度は収入減などを対象とし拡大すること。
9. 保険料、医療費の減免基準を拡大するとともに、該当者から申請があった場合、実情に沿って、弾力的に対応すること。

〔都市整備部〕

（都市基盤整備について）

- 1．渋谷駅周辺139ヘクタールが都市再生法に基づく緊急整備地域に指定され、さらに、東京都は2012年9月総合特区特措法の指定申請を国に行い、国際競争力の強化を図るとし、規制緩和と税制上の優遇措置を拡大し、いっそう大企業中心の再開発をすすめるようとしている。超高層ビルの建設を促進する大型開発は地域環境に多大な影響を与えるものである。また、二酸化炭素を大量に発生させ、ヒートアイランド化、風害などの環境悪化を招くものである。住民本位の街づくりに逆行する大企業中心の街づくりはやめること。
- 2．渋谷駅周辺開発の国、都、区、事業者による調整会議はやめ、都市鉄道等利便増進法等による開発への区負担はしない立場を鮮明にすること。
- 3．東京都は2016年のオリンピック招致のためにため込んだ4000億円の基金を都民の暮らしに使わず、2020年のオリンピック・パラリンピック招致のための大型開発事業に使おうとしている。オリンピックをてこにした大型開発をやめ、4000億円の基金を都民福祉のためにつかうように都に申し入れること。

（地球温暖化対策について）

- 1．地球温暖化の大きな原因となっている二酸化炭素などの温室効果ガスの大幅削減が求められている。日本の二酸化炭素の排出について、京都議定書で求められた削減を実行するどころか逆に8%も増加させている。渋谷区でも2008年度の排出量は1990年比で1.43倍も増加している。東京では温暖化によるヒートアイランド現象により、都市型の集中豪雨による被害が多発している。区がイニシアチブを発揮し、区、区民、事業者が一体となって二酸化炭素等温室効果ガスを削減するため、削減目標を明確にした地球温暖化対策条例を制定すること。
- 2．地球温暖化対策の取り組みを強化するため、学習・啓発活動事業をおこない、CO₂の排出を抑制するための区民の取り組みを支援すること。
- 3．一般家庭への太陽光発電機設置助成をおこなうこと。また、廃止した売電補助を復活すること。
- 4．2009年度実施していた区内全域の気温調査を復活し、温暖化対策を強化すること。

（騒音・振動公害対策について）

- 1．鉄道、自動車の騒音、振動公害などにたいする規制の権限を大幅に地方自治体に移し、規制をきびしくするよう政府に求めること。
- 2．私鉄、JR、高速道路などの騒音についての定点調査を拡大し、原因者に防音対策などを義務づけること。
- 3．飲食店の深夜営業などによる騒音が住民生活に大きな影響を与えている。業者に対する指導や規制を強化すること。
- 4．貸し出し用の騒音計はデジタル式で記録機能のあるものにすること。

（緑化対策の促進について）

- 1．「緑化基本計画」による緑被率21%の目標を早期に達成し、さらに目標を引き上げる具体的計画をたて推進すること。2008年度以降実施していない緑被率の調査をおこなうこと。
- 2．公園など区の管理する施設や区道の樹木剪定を適切におこない、緑の環境を保全するための予算をつけること。
- 3．公共施設の万年堀を早急に生垣にかえる年次計画を立て、緑化を推進すること。

4. 防災対策とともに民間のブロック塀、万年塀の生垣化を促進するため、助成基準を緩和すること。
5. 高速道路（中央高速道路・幡ヶ谷駅付近）の下の緑地帯等を保護するため、太陽光採光システムを導入するよう関係機関に申し入れること。
6. 公有地、民有地への植樹運動をすすめ、歩道の植え込みは四季を考慮したものにする。また、保護柵を設けること。
7. 公園や緑道の落葉の時期には清掃回数（現在2回）を増やし、四季が楽しめるようにすること。
8. 植栽ボランティアの助成金を復活し、活動を支援すること。
9. 区民への生け垣設置助成を復活すること。

（住民本位の街づくりについて）

1. まちづくり審議会の運営、協議会の認定については住民主体でおこなうこと。
2. 学校施設等を日影から守るため、条例の制定、改正をただちにおこなうこと。
3. 生活道路8号の拡幅については地権者との合意を得てすすめること。
4. 木造家屋が密集している本町、幡ヶ谷、笹塚、広尾5丁目などの地域を良好な生活環境の街とするため、住民参加での整備計画をつくること。
5. 都市計画道路の事業決定路線について、環境アセスメントを厳密におこない、住民合意で計画を進めるよう都に強く申し入れること。
6. 市街地再開発事業への税金投入はやめること。
7. 渋谷駅桜丘口、東口の再開発への税金投入はやめること。

（都市計画道路事業について）

1. 都市計画道路について、1980年度おこなった「見直し」は、住民の理解・合意のないまま実施された補助211号線などはあらためて住民の意見をきき、廃止をふくめて再検討するよう都に申し入れること。

（住宅政策の推進について）

1. 住環境を守り、住みつづけられる街・渋谷をつくるため、居住権を保障する理念、事業、財源を盛り込んだ「住宅基本条例」を制定し、安全な街づくりをすすめること。
2. 住宅用地に対する固定資産税、相続税は、面積200㎡まで非課税とし、商店等の土地は「収益還元方式」に転換するよう国や都に申し入れること。
3. 集合住宅を建設する場合は必ず駐輪場を戸数分だけ確保するよう指導すること。事業所ビルについては一定分の駐輪スペースを設けるよう強く指導すること。

（木造住宅密集地域の対策促進について）

1. 木造家屋が密集して消防車が入れない本町、幡ヶ谷などの地域に対して、震災対策を早急におこなうこと。
2. 安全な街区とするため道路拡幅は、住民合意を得ながら計画的に進めること。
3. 防災空間を確保するため、公園を計画的に整備すること。
4. 木造建築物の不燃化、延焼防止のため、改築、改修資金の補助制度を拡充するとともに、資金融資制度を拡大すること。

（マンション施策の充実のために）

1. マンションの耐震診断、耐震補強工事促進のため、直接、管理組合に案内パンフレットなどを送付すること。古いマンションの住民に対し、耐震補強工事の必要

- 性を強く呼びかけ、説明会などを開催すること。
2. マンションの実態をつかみ、施策に生かすため、マンション台帳の整備をおこなうこと。
 3. マンション居住を快適な都市型コミュニティとして位置づけ、区としての施策の方向を明確にしたマンション条例を制定すること。
 4. 管理組合のさまざまな相談に応じる専門員を配置した窓口をつくること。
 5. マンションの良好な維持管理に欠かせない大規模修繕・計画修繕の取組みを支援するために計画修繕調査の助成制度をつくること。
 6. 高齢化世帯で修繕費用が負担できず、修繕が進まない事態をなくすために、高齢者世帯修繕費補助制度をつくること。
 7. 高齢化がすすむマンションの共用部分のバリアフリー化に対して区独自の助成制度を設けること。
 8. 区のホームページでマンション関連情報を充実させること。
 9. 20戸未満のワンルームマンションの建築にも駐輪場設置などの義務付けをおこない、放置自転車対策をおこなうこと。

(建築紛争の解決のために)

1. 「建築紛争予防条例」を改正し、計画の早期周知と住民合意にもとづき建設するよう建築主に義務づけること。
2. 学校、保育園等の教育・保育環境を守るために千代田区のような早期周知条例を制定すること。
3. 高さ7メートル以上の建築物、および地下構造物を建築しようとする建築主と業者に対し、近隣関係住民及び周辺関係住民に、説明会の開催を義務づけるよう条例を改定し、トラブル防止の指導を強めること。

(建築行政について)

1. 木造住宅などの耐震補強工事への助成について、周知を徹底すること。
2. 2011年度から助成の建物条件が、所有者が住居していることが条件とされていることから対象が狭められている。耐震補強工事の促進のため、この規定をはずすこと。
3. 補助限度額を引き上げること。
4. 改築する場合でも耐震工事と同額の助成とすること。
5. 住宅改修助成制度を賃貸住宅にも拡大すること。
6. すべての区内業者が受注できるようにすること。
7. 低所得者に対しては補助額を引き上げること。
8. 協定団体に委託している窓口業務については要する事務費を補助すること。
9. 区民が区内業者に発注し、20万円以上の住宅リフォーム耐震改修を含めておこなった場合、修繕費の5%を助成する制度を創設すること。
10. 住宅修築資金融資あっせん事業を復活すること。
11. 都の「福祉のまちづくり条例」にもとづく指導を徹底すると同時に、渋谷区独自の条例を制定し、指導をつよめること。

(大気汚染公害から区民を守るために)

1. 大気汚染が改善されず、公害患者が増えつつけていることから、公害健康被害補償法の地域指定を、もとにもどすよう政府に強力に申し入れること。
2. ダイオキシン類の調査を大気、土壌だけでなく母乳および血液についても定期的に行うこと。

- 3 . ダイオキシン審議会を区民に公開すること。
- 4 . NO₂ (二酸化窒素)の環境基準をきびしくし、旧基準達成に戻すよう政府に強くもとめること。
- 5 . 都心への実効ある乗り入れ規制などをふくむ自動車交通総量規制を実施するよう関係機関に申し入れること。
- 6 . NO₂の発生を抑制し、環境への影響を減少させるため、クリーンエネルギーの太陽光を電力として活用をはかる住宅用太陽光発電システム設置に対し、補助をおこなうこと。
- 7 . 首都高速道路中央環状新宿線の本町、代々木、神山の換気所付近と初台ジャンクションに大気汚染常時測定局を設置し、大気汚染状況を常時表示し、沿道から確認できるようにすること。
- 8 . 幡代、上原の測定局にもSPM測定器を設置すること。
- 9 . PM_{2.5} (微小粒子状物質)を各測定局で測定できるようにし、環境対策を強化すること。
- 10 . 大気汚染を減少させるために、区の保有する車輛を可能なかぎり低公害車にすること。
- 11 . 公害をなくす汚染測定の実績運動などに助成し、区民運動をさらに支援すること。

(保存樹木・樹林について)

- 1 . 区道の植栽樹木の台風時等の倒木を防ぐため、点検・管理を強化すること。
- 2 . 区内の樹木を保存するため、保存樹木・樹林を再調査し指定を増やすこと。
- 3 . 保存樹木として指定され補助金を復活し、適切に管理できるよう支援すること。

(環境ホルモン対策について)

- 1 . 生活用品、食品容器の素材として使用されている塩化ビニールは、環境ホルモン (内分泌攪乱化学物質)をふくみ、人体に影響を与えることから、塩化ビニール製品の使用の危険性について区民に周知徹底すること。

[土木清掃部]

(水害対策について)

- 1 . 都に対し下水管を降雨量・1時間75ミリ対応のものに早期に更新するように強く申し入れること。
- 2 . 代々木2丁目の山谷架道橋下の水害対策について、警報機を改善、強化すること。
- 3 . 局地的集中豪雨などの状況に応じ注意報、警報等の情報を即時住民に知らせるとともに万全の対策を講じること。
- 4 . 都市型水害対策として危険な場所に貯水槽を設置するなど水害に効果的な対策を早急に講じること。
- 5 . 公共施設に浸透枡を積極的に設置するとともに、計画的に透水性舗装をすすめること。
- 6 . 各家庭の雨水を地下に浸透させるために浸透枡設置助成制度について、全区民に周知徹底するとともに建築課との連携を強め事業の促進をはかること。

(公園について)

- 1 . 老朽化した公園トイレを早急に年次計画をたて改善すること。その際、男女別トイレ、障害者トイレなどを整備すること。
- 2 . 公園遊具が撤去された公園については、利用者地域住民の声をきき、子どもたち

- の遊び場として遊具を整備すること。
- 3 . 防災空間となる公園を本町、幡ヶ谷、笹塚、広尾地域に整備すること。
 - 4 . 公園整備にあたっては、住民の意見を十分反映した設計とし、区民のいこいの場としての機能を果たせるようにすること。
 - 5 . すべての児童遊園地、公園に時計と公衆電話を設置すること。
 - 6 . 各公園にたまる雨水は、公園内で処理できるよう対策を講じること。
 - 7 . 落書きを発見しだい、すぐに消す手だてをとり、清潔を保つこと。
 - 8 . 公園遊具の破損や塗装のはがれなどをただちに修繕できる体制をつくること。
 - 9 . 公園の維持管理は直営とし、区内の高齢者、障害者の雇用拡大となるようにすること。
 - 10 . 西参道児童遊園地（代々木4丁目）への自転車集積は直ちにやめること。

（緑道の整備について）

- 1 . 幡ヶ谷3丁目から本町3丁目にいたる「十二社幹線」の緑道を区民の憩いの場として整備すること。

（公衆便所の整備について）

- 1 . 公衆便所の清掃管理は区が責任をもっておこない、清潔な状態を維持すること。
- 2 . 公衆便所は男女別トイレとし、障害者も利用できるよう早急に整備すること。
- 3 . 西参道公衆便所など、老朽化した便所の整備を促進すること。
- 4 . 清潔で明るく気持ちよくトイレを使用できるよう落書はすぐ消す体制をつくること。
- 5 . 老朽化のはげしい簡易便所について、早急に改修すること。

（道路の整備等について）

- 1 . 車イスで安心して通れるように歩道を整備すること。
- 2 . 障害者が安心して街にでられるよう、段差解消、交差点の案内表示、点字ブロック・音声誘導付信号機の設置など整備すること。
- 3 . 点字ブロックは、色彩を統一すること。
- 4 . 交通事故の誘発や交通渋滞をまねく公道上のパーキングメーターは撤去するよう強く警察に申し入れること。

（商店街、道路等の改善について）

- 1 . 商店街道路のカラーブロック舗装について、地元負担を大幅に軽減するよう助成を増やすこと。
- 2 . 商店街街路灯建設補助については、都道、私道にも拡大し全額補助とすること。
- 3 . 区道や私道の街路灯は、交通安全と美観上、可能な限り電柱共架にするよう積極的に取り組むこと。
- 4 . 区道等の街路灯を自然エネルギーや省エネルギー型に転換すること。
- 5 . 電線、電話線の地下埋設を促進するため関係機関と企業に申し入れること。
- 6 . 区道をはじめ、都道、国道の歩道橋の耐震診断を早急に行うため、関係機関と協議をすすめ、危険箇所は補強すること。
- 7 . 道路の点検を常時おこない、老朽化した道路についてはただちに改修すること。
- 8 . 甲州街道沿い歩道の植え込みの雑草を定期的に抜くように国道事務所に申し入れること。
- 9 . 道路に設置している鉄製マンホールの蓋は、雨の日などは滑りやすいので、転倒防止処理をするよう関係機関と協議し改善すること。

10．私道整備について相談件数が数10件もあるにもかかわらず、数件しか実施できず、先送りしているので増額し、区民要望に応えること。

(橋梁の整備等について)

- 1．区道上の26カ所の歩道橋の安全度がCやDランクのものについては早急に改善すること。
- 2．国道や都道の歩道橋の安全性についても情報を把握し、改善を国や都に働きかけること。

(自転車の安全対策の強化と駐輪場の整備について)

- 1．水道道路の自転車専用レーンに車が駐車して危険であることから、荷捌きスペースの確保など安全対策をすること。
- 2．民間企業に委託した駐輪場については使用料を引き下げること。特に無料時間を延長すること。
- 3．鉄道事業者及び企業に対して、駐輪場を設置するよう申し入れること。
- 4．自転車等の放置防止条例を改定し、鉄道事業者に対し駐輪場の設置を義務づけること。
- 5．原宿駅前、広尾駅周辺などに駐輪場を増設すること。
- 6．放置自転車解消のための禁止区域を拡大し、対策を強めること。
- 7．副都心線の北参道駅、明治神宮前駅、渋谷駅の駐輪対策は鉄道事業者の責任で設置するよう強く働きかけること。
- 8．自転車の安全対策強化の啓発パンフレットを作成すること。
- 9．自転車道の整備について誰にもわかるよう自転車交通の標識など整備すること。

(駅のエレベーター設置等について)

- 1．JR代々木駅にエレベーターを早期に設置するようJR東日本に働きかけること。
- 2．東京メトロに対し、広尾駅のエレベーター設置を要請すること。
- 3．幡ヶ谷駅本町口側にもエレベーターを設置するよう京王電鉄に申し入れること。
- 4．京王新線初台駅本町口側のエレベーターの設置、および出入口の突風の対策をおこなうよう申し入れること。

(交通問題の解決のために)

- 1．埼京線の延伸にともない代々木周辺の「青山街道踏切」や「厩道踏切」を「開かずの踏切」にしないため、鉄道の立体化をJR東日本はもとより政府や東京都に強力に要請すること。
- 2．代々木八幡駅のホーム延伸にともなう踏み切りの移動については、地元住民の理解が得られていないので、計画を見直すよう小田急電鉄に働きかけること。
- 3．参宮橋駅の一部無人化については中止するよう小田急電鉄に申し入れること。
- 4．小田急線新宿1号、2号踏切、代々木八幡駅前踏切等の渋滞解決のため、小田急線地下化を推進するよう小田急電鉄に申し入れること。
- 5．代々木八幡駅(山手通り)付近の電車の騒音対策を、小田急電鉄に申し入れること。
- 6．山手通り(代々木八幡駅・小田急線の上)の道路下付近の住宅ではトラックなどの走行による振動被害がでているので、都に対策を求めること。
- 7．代々木八幡駅の下りのホームの屋根をホーム全体に設置するよう、小田急電鉄に申し入れること。

- 8 . 京王、都バスの幡ヶ谷駅前停留所と幡ヶ谷原町停留所との区間に停留所をつくるよう京王、都バスに申し入れること。
- 9 . 京王、都バスの幡ヶ谷原町停留所に屋根をつけるよう京王、都バスに申し入れること。
- 10 . 京王バス代々木五丁目停留所に椅子を配置するよう申し入れること。
- 11 . 京王上原経由笹塚循環バスの増便を京王電鉄に申し入れること。
- 12 . カーブミラーの保守・点検を行い、適切に管理すること。

(リサイクルを促進するために)

- 1 . 清掃事業は、「資源循環型」にあらため、ゴミの減量、リサイクルをすすめるため、政府に対し、ゴミの発生抑制と再資源化可能な製品の製造と事業者責任による回収を徹底するよう要請すること。
- 2 . 廃プラスチックの焼却を中止し、プラスチックを資源ゴミとして集積所回収をおこなうこと。
- 3 . 2000年4月から実施されている容器包装リサイクル法は、事業者の負担に比べ自治体の負担が大きく、ゴミ減量の効果が期待できない現状から製造者責任を明らかにした法改正を政府に求めること。
- 4 . ゴミ減量・リサイクルを促進するためリターナブルびんを対象としたデポジット(預り金)制度を法制化するよう政府に要請すること。
- 5 . リサイクル運動を推進するため、リサイクルセンターを増設し、住民団体へのストックヤードの確保、職員等の派遣などを積極的に援助すること。
- 6 . 2010年度廃止した生ごみ処理機の購入費の助成を復活すること。
- 7 . 生ごみのコンポスト化促進のためコンポストの受け入れ先も紹介するなど取り組みを強めること。
- 8 . 共同住宅に生ごみ処理器を設置し、コンポスト化する補助事業をおこなうこと。

(清掃事業について)

- 1 . 渋谷駅、原宿駅周辺のごみ収集の回数を元に戻すこと。
- 2 . 可燃ごみの収集を夏場には週2回から3回に拡大すること。
- 3 . 家庭ゴミの有料化はしないこと。
- 4 . 焼却工場をへらすよう一部事務組合に働きかけるとともに、ダイオキシンの常時測定をおこなうこと。
- 5 . 事業所ゴミに対するシールの義務づけから、福祉施設、非営利団体を除外すること。

[福祉部]

(コミュニティバスの増設と改善について)

- 1 . コミュニティバスでシルバーパスも利用できるようにすること。
- 2 . コミュニティバスに障害者割引制度をつくること。
- 3 . 笹塚、本町ルートについては本町東小学校近辺のバス停を復活し、武ノ湯前にバス停をつくるなどの改善をはかり、さらに増便すること。
- 4 . 恵比寿・代官山コースについては、利便性の向上に向けたルート変更の改善を図ること。

(誰もが安心して受けられる介護保険制度にするために)

- 1 . 介護保険料は、国庫負担を増やして、保険料を引き下げるとともに、当面、低所得者の利用料は無料にするよう国に求めること。

2. 介護保険制度の介護報酬改定に伴い短縮された生活支援ヘルパーの基準時間を元に戻すよう国に求めること。区として、改定によって減額された介護報酬を助成すること。
3. 要支援者を介護給付からはずす「介護予防日常生活支援総合事業」は実施せず、引き続き、現行の介護サービスを継続すること。
4. 24時間地域巡回サービスの実施にあたっては、従来の訪問介護を削減しないことを前提に、関係事業者等と協議を充分尽くし、拙速な実施はやめること。
5. 保険料・利用料の減免については、預貯金限度額の要件をなくし、本人が住民税非課税の人はすべて軽減の対象とすること。
6. 介護保険の国の負担割合を現在の25%から当面30%に引き上げることを求めること。
7. 介護労働者の安定的雇用と就労条件改善のため、国の負担で介護報酬のさらなる引き上げを求めること。また、区としても事業者や施設に対して助成をすること。
8. 介護認定制度を廃止し、ケアマネージャーなど現場の専門家が利用者の実態と家族の介護力にふさわしいケアプランを立てられるよう国に求めること。

(介護保険制度の基盤整備について)

1. 特別養護老人ホームの増設計画については、3か所に留めず増やし、待機者解消をはかること。特に、低所得者が安心して入所できる多床室を確保すること。
2. ショートステイ施設を各地域に整備すること。また緊急時に対応できるようにすること。
3. グループホーム、グループリビングを早急に地域ごとに設置すること。
4. 老人保健施設の増設をはかること。またグリーンポート恵比寿における区民の利用枠の拡大をはかること。
5. 地域包括支援センターを、見守り拠点、身近な地域の介護相談窓口としての役割を果たせるよう出張所単位に増設するとともに職員体制の強化をはかること。
6. 小学校区ごとに高齢者在宅サービスセンターを設置し、ディサービスを拡大すること。
7. 特養ホームへの都の補助金について、削減以前(99年度)の水準を確保し、用地費補助についても復活するよう都に要請すること。

(介護サービスの充実のために)

1. 区型介護サービスの生活支援ヘルパーは、削減された補助額を元に戻すこと。また、高齢者の社会参加を広げるために、外出介助については、趣味の外出などにも広く認めること。
2. 高齢者配食サービスは、削減された区の補助を元に戻し、さらに補助額を増額すること。また、自立認定者の新規申請者にも認めること。さらに、希望する高齢者世帯には、一日2食、必要な場合は3食、毎日実施するよう改善すること。
3. 宅配給食サービスを拡大するため、区内の中小業者や飲食店を活用すること。
4. 要介護認定結果の通知は、審査会ごとに迅速に行うこと。
5. 要介護1以下の人でも車いすや介護ベッドが利用できるようにすること。
6. 高齢者入浴サービス事業の巡回回数は、月4回以上とすること。指定日に受けられない場合は、近日中にできるよう改善すること。
7. リフト付タクシーについては、利用時間が集中し、利用できない人も多数でいるので、台数を増やすとともに、自己負担の軽減をはかること。
8. 住宅改造では、限度額を区が上乘せし、利用者の負担軽減をはかること。
9. 要介護認定者のうち、とくに未利用者についての訪問相談を実施すること。

(ホームヘルパー体制の拡充について)

1. 公的責任を明確にし、常勤ホームヘルパーを増員し、対応困難な要介護者に介護サービスが提供できるよう体制の強化をはかること。
2. ホームヘルパーの質的向上をはかるため研修制度を充実し、身体介護ができるヘルパーを養成し、増員すること。
3. 交通費支給や賃金引き上げなど労働条件の改善を国に求めるとともに、区独自に助成すること。

(敬老館・はつらつセンターの改善のために)

1. はつらつセンターの入浴について、夜間も実施し、高齢者は無料とすること。
2. 敬老館を高齢者の健康づくりと憩いの場として改善、整備すること。
3. はつらつセンターを地域に整備すること。
4. 全敬老館の夜間、休日開館を実施し、就労している高齢者も利用できるようにすること。
5. 敬老館の入浴については入浴時間を延長すること。
6. 千駄ヶ谷4・5丁目にはつらつセンターを設置すること。
7. 全敬老館に防音設備を整え、気がねなく、カラオケ、舞踊ができるようにすること。

(高齢者福祉の改善を)

1. 餓死・孤立死の防止のために、ライフライン事業者などと恒常的な協議機関を設置し、見守り活動や生活保護など必要な生活支援につなげられるよう情報の共有化と対策の強化を行うこと。
2. 後期高齢者医療制度の中止を政府に申し入れるとともに、75歳以上の医療費窓口負担を無料にすること。
3. 高齢者を熱中症から守るために、クーラー設置費用や電気代の補助を行うこと。また、区施設の活用や事業所にも協力を求めて、避難場所を確保すること。
4. 地域包括支援センターの体制強化をおこない、セーフティネット見守りサポート事業を抜本的に強化し、一人暮らしの高齢者や老々世帯、障害者世帯などの把握と見守り活動を強化・確立すること。
5. 区独自の重度要介護高齢者福祉手当を創設すること。
6. シルバーパス無料制度を復活するよう都に要求するとともに、更新については出張所でもできるようにすること。
7. ひとり暮らし、老老世帯への福祉電話の基本料・通話料補助を復活すること。
8. 在宅高齢者(65歳未満も含め)のリハビリ施設を増設し、OT(作業訓練士)PT(理学療法士)を増やすこと。また筋力リハビリがおこなえるよう機器を設置すること。
9. ひとり暮らし高齢者会食事業について、助成額を引き上げるため、社会福祉協議会への補助額を増やすこと。
10. ひとり暮らし高齢者会食事業について、足腰が弱くなった人のために送迎車を配置すること。

(包括支援センターの充実のために)

1. 地域包括支援センターは、早急にすべての出張所単位に整備し、体制を強化すること。
2. 一人暮らしの高齢者や老々世帯、障害者世帯などの把握と見守り活動を抜本的に強化すること。

3. セーフティネット見守りサポート事業を強化するとともに、地域の住民組織、非営利組織などとの連携を強化すること。

(公衆浴場について)

1. 本町地域に公衆浴場を早急に設置すること。
2. 公衆浴場の高齢者や子育て世帯への無料開放事業の実施回数を増やすとともに、時間の制限を廃止し、自由に入浴できるようにすること。
3. 公衆浴場が空白の地域については、区立公衆浴場をつくるなど公衆浴場の存続対策を強化すること。

(高齢者施設の改善について)

1. 特別養護老人ホームけやきの苑・西原は、毎年運営費が削減され、職員の労働条件の低下を招いているので、当面、運営費を増額して、介護職員の処遇改善を図ること。また、次回の更新の際には、区直営に戻すこと。
2. 特別養護老人ホームけやきの苑の内部改修を計画的に実施すること。
3. 施設入浴サービスは、週3日以上に回数をふやし、原則として同性の介護者をつけること。

(高齢者の就労の場を確保するために)

1. 政府に対し、働く高齢者の対策として、高齢者等雇用の安定に関する法律第2条および高齢者社会対策基本法第2条の精神にもとづいて、高齢者就労事業を国の制度として実施するよう求めること。その具体的施策の一つとして高齢者事業団等へ具体的援助をおこなうよう求めること。
2. 政府に対し、シルバー人材センターを生きがい対策にとどめず、生活のために働く高齢者の要望にこたえられる制度に改善し、労災保険をはじめ労働者保護法制を完全に適用するよう求めること。
3. 政府に対し、年齢による差別を禁止し、雇用保険制度、各種就労促進助成金等の65歳上限を撤廃するよう要請すること。
4. 東京都にたいし、高齢者就業システムの高齢者活用推進事業の受け皿団体として高齢者事業団協議会を認知し早急に協定を締結するよう求めること。

(シルバー人材センターについて)

1. 高齢者雇用を促進させるため、渋谷区シルバー人材センターへの区の発注を増やすなど積極的な援助をすること。また、大幅な黒字部分を登録者に還元すること。
2. 就労者に対しての労働災害補償の改善をはかること。
3. 賃金(報奨金)の水準を改善すること。

(障害者自立支援法について)

1. 国に対して、「総合福祉部会の骨格提言」に基づいた「障害者総合福祉法」を制定するよう求めること。その中で、利用者負担は原則無料にするとともに、障害程度区分認定はやめて、障害者の実態に合ったサービスを国の責任で提供できるようにすること。
2. 障害者総合支援法の実施にともなって設置する「地域支援協議会」には、障害当事者やその家族を広く参加させるとともに、当事者の意見が十分に反映されるようにすること。また、協議会の設置の準備に当たっても、障害当事者の意見を十分に反映すること。
3. 障害者を震災から守るため、災害時の対応を区の防災計画に位置づけ、災害発生

時の障害者への対応を早急に具体化するため、障害当事者、家族、事業者等と協議する場を設置すること。

- 4 . 民営作業所等の施設で耐震補強工事が必要な施設に対しては、早急に耐震工事ができるように助成すること。食料・水などの防災備蓄品の配備、医療的ケアの充実、災害時の情報伝達手段の確保などについて支援を行うこと。
- 5 . 障害者がいつまでも区内に住み続けられるよう、グループホーム・ケアホームを区の責任で設置するとともに、民間への助成も拡大すること。
- 6 . 就労移行支援事業もインターンシップ制度を区の施設でも実施できるよう対応すること。
- 7 . 障害者の仕事確保のため、区の仕事を提供するとともに、民営作業所の商品の展示、販売場所として区の施設を提供すること。
- 8 . 移動支援事業を通学、通所の際にも利用できるよう拡大すること。
- 9 . 地域生活支援センターさわやかーむの職員体制と開所時間を元に戻すこと。
- 10 . 障害者の受ける全サービスの利用料を3%に軽減し、食事代についても課税世帯まで軽減すること。
- 11 . 地域支援事業を含めた負担上限額は、国基準の半額に押さえること。

(はあとびあ原宿について)

- 1 . 吸入、吸引の必要な子どもも通所できるよう、看護師を配置すること。
- 2 . 障害者の通学や通所のためのヘルパー派遣事業を実施すること。
- 3 . 送迎バスは通所者も利用できるよう改善すること。
- 4 . 利用者負担を原則無料にすること。
- 5 . 現在15時となっている通所時間帯を延長し、最大17時までとすること。
- 6 . 日中一時支援の高校生受け入れについては、高校生にふさわしい対応ができるよう改善すること。
- 7 . 通所者に対する調理実習及び給食を実施すること。
- 8 . 精神障害者も可能な限り利用できるよう場所の確保と運営をはかること。
- 9 . 保護者の高齢化や死亡などによって通所生の介護や通所が困難になった場合、通所生にとって慣れた生活の場であるはあとびあの入所施設に優先的に入所できるように配慮すること。
- 10 . 精神障害者を含む全障害者の保護者が交流できる場所を設けること。

(障害児・者福祉の拡充について)

- 1 . 肢体不自由児者に対する医療的ケア(経口、胃ろう、吸引、導尿等)を区内通所施設でも実施できるよう、看護師の配置など体制整備と施設の改善をすること。
- 2 . 特別支援学校に通学する胃ろうや吸引の必要な子どもなどスクールバスに乗れない子どものため保護者も同上できるスクールタクシーを導入すること。
- 3 . リフトつきタクシーについては緊急時も利用できるよう、タクシー会社とも協議し改善をはかること。
- 4 . 在宅酸素療法患者に対する電気代の補助制度を実態にあったものに見直し、利用しやすいものにすること。
- 5 . 障害者の宅配給食サービスは、削減された区の補助を元に戻し、当面毎日2食のサービスをおこなうこと。
- 6 . 区内の障害者(児)施設の情報交換、交流の場をつくとともに、指導員の技術向上のための研修制度をつくること。またサービス資源と利用者の要求を的確に把握するため障害者福祉課にコーディネーターの養成と配置をすること。
- 7 . 福祉作業所利用者の社会的自立を図るため、企業実習の交通費を助成すること。

(障害者ホームヘルパー派遣について)

- 1 . 障害者へのホームヘルパーを増員し、訪問時間をふやすこと。
- 2 . 民間事業者に対して障害者に対応できるヘルパー養成のための講座を開くこと。
- 3 . 三食介助の必要なすべての障害者にガイドヘルパーを派遣すること。
- 4 . 必要な重複障害者にはガイドヘルパーを毎日派遣すること。
- 5 . 区独自の施策としてガイドヘルパーが利用者とともに「水泳など」がおこなえるように拡充すること。

(障害児・者の社会参加のために)

- 1 . 高齢者や障害者が使いやすいように JR 原宿駅、代々木駅、地下鉄広尾駅、京王・幡ヶ谷駅 (幡ヶ谷口)、初台駅本町口にエレベーターを設置するよう鉄道事業者に要請すること。
- 2 . 障害者住宅設備改善費の助成を増額し、事業の拡大をはかること。また、専門の相談員を配置すること。
- 3 . 障害者諸団体の自主活動への助成と助成費を引き上げること。また委託事業には広く障害者が参加できるよう指導すること。
- 4 . 福祉環境整備に関する整備指針を整備要綱にあらため実績をあげること。
- 5 . 身体障害者の研修旅行のためのリフト付バス利用のための助成をおこなうこと。
- 6 . 「障害者福祉オンブズパーソン」制度を創設すること。
- 7 . 駅やデパートなどに障害者用多機能トイレの設置を関係機関に働きかけること。
- 8 . 車いす利用者が使えるトイレマップを作成し、配布すること。
- 9 . 障害者が使用する自転車、原付バイクがすぐに撤去されないように身障者用の駐輪ステッカー制度を関係機関と連携し、制度化すること。
- 10 . 障害者の利用が多いリフレッシュ氷川、ひがし健康プラザまでの渋谷駅から点字ブロックの敷設を関係機関に働きかけること。

(補装具、日常生活用具貸与制度の拡充のために)

- 1 . 義足、義手の更新期間を短縮するとともに、補装具の代替えも認めること。
- 2 . 聴覚障害者に対するテレビ付インターホンを貸与すること。
- 3 . 希望する障害者に「歩行手押し車」を支給すること。
- 4 . 電動三輪車をあらたな貸与用具に加え一部助成をおこなうこと。

(聴覚障害者福祉施策について)

- 1 . 聴覚障害者用火災警報器を必要な部屋に設置できるよう対象助成数を増やすこと。
- 2 . 聴覚障害者の安全を守るため、公共施設などに屋内文字発信装置、文字放送情報機器、フラッシュベルなどを設置すること。
- 3 . 災害から重度聴覚障害者を守るため、フラッシュベル付きファクシミリを設置する制度をつくること。
- 4 . 聴覚障害者が利用できる「公衆 F A X」を区役所や公共施設に設置すること。また、公共機関の「 F A X 番号」を公開すること。
- 5 . 手話通訳派遣は引き続き無料で派遣すること。
- 6 . 視覚障害者のための手話通訳派遣は手帳をもっている人全員を対象に制度を拡充すること。
- 7 . 手話講習会は開催回数増をはかり充実すること。
- 8 . 要約筆記グループの育成事業を行い要求にこたえること。
- 9 . 教養講座開催のための講師及び通訳者への補助制度をつくること。

(視覚障害者について)

- 1 . 視覚障害者の就労拡大のため、介護者リフレッシュ事業として、マッサージ利用券を発行するとともに、敬老館等での高齢者マッサージサービスの回数を増やすこと。
- 2 . 視覚障害者に対し、領収書発行の代筆や重要書類の代読をする人を、ボランティア協会等と連携し、実施すること。
- 3 . 視覚障害者が安心して外出できるよう「点字ブロック」「音声信号」を整備すること。特に区役所、図書館は早急に設置すること。
- 4 . さらに個別レシーバーによる赤外線式「トーキングサイン」を導入すること。また個別レシーバーを給付すること。
- 5 . 音声パソコン使用による視覚障害者用のパソコン教室を開設すること。

(言語障害者のために)

- 1 . 失語症通訳の養成を行うこと。
- 2 . 言語リハビリを週 1、2 回に拡大し、失語症者と S T (スピーチ、ティチャー) が 1 対 1 で指導訓練できる体制をつくること。
- 3 . けやき、せせらぎなどディサービス、ディケアのときに言語聴覚士を配置すること。
- 4 . 手話通訳者の回数をふやすこと。
- 5 . 言語障害者のための言語療法士などの講師・謝礼費の増額をはかること。
- 6 . レクリエーションや研修会への助成をおこなうこと。
- 7 . 事務所設置に対する助成をすること。
- 8 . 失語症者のために、団体会議における通話介助者 (言語療法士) 派遣に助成すること。
- 9 . 失語症者へ対応できる相談員を配置すること。
- 10 . 区役所の受付に失語症の通訳ができる人を配置すること。
- 11 . ショートステイが活用できるようにすること。
- 12 . 言語障害者のための手話通訳派遣は手帳をもっている人全員を対象に制度を拡充すること。
- 13 . 手話講習会は開催回数増をはかり充実すること。
- 14 . 要約筆記グループの育成事業を行い要求にこたえること。
- 15 . 教養講座開催のための講師及び通訳者への補助制度をつくること。

(新橋、幡ヶ谷のぞみ作業所と生活実習所つばさについて)

- 1 . 新橋作業所とつばさの指導員について、常勤職員を増やし、障害者の自立をはかる技能習得、生活指導をおこなうこと。
- 2 . 新橋作業所や、幡ヶ谷のぞみ作業所の受注を高めるため、区の各部と連携をとるなど対策を強め、工賃を上げること。
- 3 . 通所者の交通費は公費で負担すること。

(重度障害者施策の拡充について)

- 1 . 福祉タクシーの契約台数をふやし、希望者がすぐに利用できるよう改善すること。
- 2 . 緊急通報システムを独り暮らしの障害者や重度障害者への設置を促進するとともに、難病患者にも適用すること。
- 3 . 区内障害者施設や病院などと契約して一時保護施設の充実をはかること。
- 4 . 障害者の「緊急一時介護人」制度の枠を広げるとともに、日常介護にあたっている家族の緊急以外の休息保障 (レスパイトケア) もできるようにすること。

- 5 . マッサージ券は3級障害者まで支給すること。
- 6 . 民間タクシー会社などと協力し、障害者用マイクロバスを各団体、作業所、通所訓練施設に貸し出す制度をつくること。
- 7 . 心身障害者福祉手当を増額し、支給対象を「身体障害者手帳」4級まで拡大すること。
- 8 . タクシー乗車補助券の支給枚数を増やし、単価の引き上げ、対象者を愛の手帳3度と人工透析、難病患者まで拡大すること。
- 9 . 身体障害者電話貸与制度の貸与電話を増やし、基本料・通話料の補助復活をはかること。
- 10 . 重度障害者の理美容券の支給枚数をふやすとともに区内すべての理容、美容店で使えるようにすること。
- 11 . 区立施設に障害者団体等の「売店」を設置するなど、障害者の雇用をはかること。

(民営授産・訓練施設の運営改善のために)

- 1 . 民営授産、通所訓練施設が安定した運営ができるようにすること。とくに送迎や納品のための車両の維持費、駐車場賃借料、各種施設職員の社会保険料の事業主負担分を区で助成すること。
- 2 . 民営授産訓練施設の指導員、職員に公務員ベースの給与、福利、厚生を保障するため助成すること。
- 3 . 高村基金の運用については、施設や事業の実情にあった支給に改善すること。

(震災対策の強化について)

- 1 . 老朽化した施設、耐震化の必要な施設の改善費を区として助成すること。
- 2 . 各施設の緊急災害時のため火災報知器、消火器、非常食、緊急品、ヘルメット等の防災品の現物給付をおこなうこと。
- 3 . 災害時の障害者の避難体制（受入れ施設の確保、介護など）を確立すること。
- 4 . 助成金の第1回の支給は、4月上旬にすること。
- 5 . 各施設の通所者、職員の定期健康診断と医療相談、機能訓練のため医師、保健婦、栄養士、専門訓練士の派遣を制度化すること。
- 6 . 各施設に嘱託医をおけるようにすること。
- 7 . 通所、通園生に給食費の補助をすること。
- 8 . 重度障害者を受け入れている施設に対し、重度加算分を増額し、公私格差をなくすこと。
- 9 . 各作業所の仕事確保のため公共事業の受注を高めるとともに共同受注も視野に入れた支援策をおこなうこと。
- 10 . 施設に対する固定資産税分の助成のほか、家賃補助に見合う「施設整備費」の予算化を行うこと。また、車両の燃料費、車検代、駐車場代も助成すること。

(生活保護行政の改善について)

- 1 . 熱中症対策としてクーラーの設置費の増額と電気代の補助を支給するよう国に求めると同時に、区独自にも実施すること。
- 2 . 生活保護費国庫負担金の削減に反対し、生活実態に見合った生活保護基準の引き上げを政府に要求すること。
- 3 . 老齢加算を復活するよう政府に申し入れること。
- 4 . 住宅扶助の特例基準を都心部の高家賃の実態にそくして、基準額を引き上げるように政府、都に要請すること。

- 5 . 盆、暮れの見舞金は6千円にすること。
- 6 . 2001年度に廃止をした夏冬見舞品の支給、図書券の支給などを復活すること。
- 7 . 生活保護受給者が病気の場合、いつでも診療が受けられるようにするために医療券を発行するよう政府に申し入れること。
- 8 . 入浴券の支給枚数を増やすこと。
- 9 . 親族などへの扶養義務の押し付けをおこなわないこと。また、干渉的な指導や、不当な調査などを行わないこと。
- 10 . 長期療養者や施設入所者の見舞金を増額し、図書、映画などの文化費の援助をすること。
- 11 . 福祉事務所への警察OBの配置をおこなわないこと。

(生活保護の周知と申請の改善について)

- 1 . 生活保護法外援護の特別対策給付金は、復活すること。
- 2 . 生活保護世帯の生活支援や自立支援を丁寧に行うため、ケースワーカーについては、国基準を上回らないように、区として増員すること。また、その費用については、国の負担で行うよう国に求めること。
- 3 . 福祉事務所窓口や出張所に申請用紙をおき、本人が希望すれば申請を受けつけてから相談を行うようにすること。
- 4 . 生活保護制度について国民の生存権を明記したパンフを作成し、広く区民に周知すること。
- 5 . 生活保護に対する偏見と誤解を正すためにも、「区ニュース」などで随時、制度の紹介をすること。
- 6 . 「しぶやわたしの便利帳」の中でも生活保護制度について詳しく説明すること。
- 7 . 生活困窮者の窓口相談の対応は、親切で相談者の願いに即した対応をすること。
- 8 . 生活保護の一時扶助は、申請があったら速やかに対応し給付すること。

(区民福祉向上のために)

- 1 . 民生委員は地域、実態に応じた配置と欠員を補充するため、公募制も導入し、あわせて手当の増額をはかること。
- 2 . 応急小口資金の限度額を20万円から30万円に、特例を40万円から50万円に引き上げ、貸し出し条件の緩和をはかること。
- 3 . 特定疾病患者福祉手当の対象から除外した「肝炎」「肝硬変」「ヘパトーム」を復活し、国や都で指定されていない疾病にも適用すること。
- 4 . 国が難病医療費の補助対象からはずそうとしているかいよう性大腸炎、パーキンソン病などに対し、特定疾病患者福祉手当を存続すること。
- 5 . 特定疾病患者福祉手当額を増額すること。

(原爆被害者のために)

- 1 . 原爆被害者援護法に国家補償を明記するよう政府に要求すること。
- 2 . 区内の被爆者の実態を調査し、被爆者医療特別措置法を被爆者に周知徹底させること。
- 3 . 被爆者の健診の奨励と援助、見舞金の増額など福祉対策をつよめること。

(住宅対策の促進について)

- 1 . 幡ヶ谷1丁目の都営幡ヶ谷原町住宅を都から移管し、福祉総合施設とすること。
- 2 . 公共住宅の建設を積極的にすすめるために、都に対して都営住宅の区内建設を申し入れるとともに区営、区民住宅などの建設を推進すること。

3. 区民住宅の家賃を収入に見合ったものにする事。
4. 今後建設する区民向け住宅は地域活動の義務化などの入居条件を設けず、区営住宅として整備する事。
5. 高齢者、障害者住宅を増設するとともに、民間住宅の借り上げを積極的にすすめ、希望する高齢者、障害者が全員入居できるよう整備する事。
6. 区内の国公有地を優先的に取得し、区営住宅を整備する事。
7. 区の公共施設などの建替えの際に区営住宅を併設する事。
8. 都営住宅の区への移管については、当面可能なところから受入れ、改修、管理、運営に必要な財源は東京都に保障させる事。区に移管され、区営住宅となった住宅は都の減免制度を継続させるように区営住宅条例を改正する事。
9. 西原一丁目住宅にエレベーターを設置する事。

(家賃補助制度の改善と拡充について)

1. 若者向け家賃補助制度については、単身者、居住継続型を復活し、助成期間を10年に戻し、募集戸数を増やす事。
2. 家賃補助適用世帯に対する敷金、引越し資金などへの貸付け制度をつくる事。
3. 高齢者、障害者、ひとり親世帯に対する更新料の補助を復活するとともに家賃補助制度の所得制限を緩和する事。
4. 公害患者・特定疾病患者も福祉型家賃補助制度の対象にする事。 _

[健康推進部]

(子どもたちを放射線被爆から守ることについて)

1. 子どもたちを被曝から守るために、学校や保育園の給食については、サンプル検査や抽出検査を改善し、系統的で万全の対策を講ずること。

(石綿被害者救済について)

1. 石綿による健康被害者を早急に救済するため、「石綿による健康被害の救済に関する法律」を抜本的に改善するよう国に求める事。
2. アスベスト健康被害に対する区民の不安をとりのぞくため、相談活動の周知をはかる事。

(健診制度の拡充について)

1. 区独自の健診受診率を高めるため、検診できる期間を半年に延長するとともに、無料の制度を堅持すること。また、近接区の医療機関でも健診ができるようにすること。国保課と協力し、40歳以下の人たちの健診受診を高めるよう、個別に受診票を送付すること。
2. 区のおこなう胃がん、大腸がん検診などすべてのがん検診を区内の民間の医療機関でも取り扱えるように、指定医療機関を拡大すること。
3. 乳がん検診は30代から実施するとともに、50歳以上の検診についても、2方向撮影に改善すること。
4. 前立腺がん検診を50歳以上の男性対象に実施すること。
5. がん検診の2次検診無料化を復活し、早期発見、早期治療が出来るようにすること。
6. 区独自の健診項目に腹部エコー、18歳から骨粗しょう症検査を加えること。
7. 保健所は健康診査の結果を把握し、公衆衛生での役割を発揮すること。
8. 妊婦健診は、14回の公費負担が実施されたが自己負担がないように助成を拡大すること。

(保健衛生行政の改善のために)

- 1 . 幡ヶ谷保健相談所は直営のまま存続し、業務委託はおこなわないこと。
- 2 . 国や都に対し、難病医療費の自己負担導入をやめ、全額公費負担制に戻すよう申し入れること。また、復活するまで、区として独自の救済措置をとること。
- 3 . 区として「肝炎」「肝硬変」「ヘパトーム」患者への医療費助成を実施すること。
- 4 . ダイオキシンや環境ホルモンの人体への影響について調査研究を国に求めるとともに区としても区民に情報が提供できるよう努力すること。
- 5 . 政府に輸入食品や遺伝子組換え食品の安全基準の設定や検疫体制の強化をはかるよう申し入れること。
- 6 . 渋谷川のユスリカ対策を強化すること。

(感染症対策の強化のために)

- 1 . 65歳から74歳までの高齢者へのインフルエンザ予防接種補助事業については、住民税非課税者以外も無料にすること。また、50歳以上の住民税非課税者にも助成すること。さらに、1月、2月に65歳の誕生日を迎える人に対しても、流行期前に受けられるように改善するよう国に求めること。
- 2 . 新型肺炎対策の強化と地方自治体への財政支援を国に働きかけること。

(保健所・保健相談所の改善について)

- 1 . 保健師の増員をすること。
- 2 . 訪問看護事業については、人員増をはかり高齢者・障害者・母子家庭・乳幼児への訪問活動を拡大すること。
- 3 . 保健相談所を代々木・千駄ヶ谷・神宮前地域、鶯谷・鉢山地域に設置すること。
- 4 . 保健所でおこなう一般健康相談事業は、月4回を堅持し、区民の利便をはかること。

(精神障害者等の自立と社会参加のために)

- 1 . 災害時の避難所運営については、民間作業所等との協議を日常的におこなうとともに、災害時には独自の避難スペースを確保すること。
- 2 . 通所者の工賃を引き上げるため、委託する公共事業を拡大すること。また、区と外郭団体に精神障害者の雇用を図ること。
- 3 . 精神障害者に福祉手当を支給すること。
- 4 . 「こころの健康を守り推進する基本法(仮称)」の法律化を国に求めること。
- 5 . 精神障害者の通院医療費公費負担制度の改悪によって実施された精神科以外の自己負担分をもとに戻すよう国に求めること。
- 6 . 生活支援センターさわやか一むの開所日及び開所時間を元に戻し拡大するとともに、土曜、夜間も開設すること。
- 7 . グループホーム・ケアハウスを増設し、ショートスティも併用できるよう人的配置を確保すること。
- 8 . 精神障害者、難病患者へのホームヘルパー派遣事業について派遣時間の拡大とともに、休日、祭日にも派遣すること。またヘルパーの養成をすすめること。
- 9 . 精神障害者、難病患者にも配食サービスを実施すること。
- 10 . 精神障害者の成人病予防も含め集団検診、健康相談を実施すること。
- 11 . ピアカウンセリングを保健所の相談事業に加えること。
- 12 . ディケアを実施している医療機関に助成すること。
- 13 . 精神障害者に対するボランティアの育成を行うこと。
- 14 . 「精神保健のしおり」に当事者や家族が利用できる諸制度、サービス等の一覧

表や精神病への正しい理解のために解説を加えること。

15．精神障害者が参加できる「スポーツ教室」を実施すること。

(民営授産訓練施設等への支援について)

- 1．待機している利用者を受け入れるための施設規模の拡大への運営費助成を実施すること。
- 2．指導員の給与手当を公務員給与ベースに引き上げるとともに福利・厚生制度が確立できるよう助成すること。
- 3．各施設に対し、指導員を増員できるよう運営費の増額をはかり、安定した事業がおこなえるようにすること。
- 4．安定した施設運営ができるように区独自の支援を継続すること。

(公害病患者の支援策の強化について)

- 1．家庭療養指導事業の周知を徹底し、訪問指導を拡大すること。
- 2．サマーキャンプは対象となるぜん息患者全員に周知し、学校行事と調整し希望者全員が参加できるようにすること。また医師体制も確立し、継続発展できるようにすること。
- 3．公害病患者に対し、「緊急通報システム制度」を導入すること。
- 4．大気汚染のはげしい地域住民に対する無料健康診断を実施すること。
- 5．成人患者の転地療養に対して区施設の使用料、交通費を助成すること。
- 6．転地療養の一環として、二の平渋谷荘の無料利用制度をつくること。

(歯科医療の充実のために)

- 1．休日歯科診療の受診場所を増やすこと。
- 2．訪問歯科診療を充実し、入院患者や、低年齢の在宅障害者にも拡大すること。
- 3．児童・生徒の矯正歯科医療に対する助成制度をつくること。
- 4．80歳で自分の歯を20本残す「8020運動」が全国でとりくまれている。渋谷区として、その運動の具体化をはかること。
- 5．ひがし健康プラザでおこなっている障害者等の歯科診療の利用を向上させるため送迎車を設置するとともに、平日の診療体制を拡充すること。

(医療人材の養成、確保のために)

- 1．看護師など福祉マンパワー確保のために区内に就学、就職する人に奨学金、就労支度金制度をつくること。
- 2．区内に就労する看護師に住宅を確保するとともに家賃補助をすること。
- 3．看護師の過酷な労働条件である夜勤を月8回以内におさえるよう関係機関の指導の強化を求めるとともに、その是正のため民間病院への補助金制度を創設することを政府に求めること。
- 4．高校生の1日看護師体験実習をしている医療機関に対する助成制度をつくること。
- 5．看護師確保法・基本指針の実行のため診療報酬の大幅な引上げを政府に要求すること。

〔子ども家庭部〕

(青少年の活動を発展させるために)

- 1．青少年地区委員会の地域活性化事業、バス借り上げ行事などへの補助を復活すること。

2. 初台青年館の防音・振動対策をすすめ、音楽やダンスなどもできるようにするとともに、省エネ対策を推進しつつ夜間の開館時間の延長を検討すること。
3. 新島青少年センターは、障害者が利用できるようバリアフリー化をすすめ、渡航運賃の軽減拡大など利用率の向上をはかること。

(児童福祉センターの改善について)

1. 児童福祉センターの建替えについては、児童福祉法にもとづく施設として継続し、直営で運営すること。
2. 建替え期間中は仮施設を設置すること。
3. 学童クラブを復活すること。

(子育て世代の経済的負担の軽減のために)

1. 幼稚園、保育園、認証保育所、保育室に通うすべての第3子の保育料を無料にすること。
2. ひとり親家庭医療費助成制度の周知をはかり、入院給食も対象にすること。
3. 入院助産制度については、指定医院をふやし所得制限の引き上げを行うよう政府に申し入れること。
4. 入院助産制度対象の準要保護世帯に対し、衛生費などの経費を区で補てんし、負担をなくすこと。

(父母の要求にこたえた子育て支援の強化を)

1. 保育園の深刻な待機児の解消をはかり、希望する子どもが公的責任において保育を受けられるよう認可園を増設すること。
2. 公的責任を後退させる子ども子育て新システムは実施しないこと。また、保育士や職員の配置基準など保育所最低基準を大幅に引き上げるよう政府に申し入れること。
3. 子育て支援センター増設の年次計画を立て、大向、代々木、西原地域に設置すること。また、ひがし健康プラザの子育て広場に常勤職員を配置し、子育て支援センターとして復活すること。
4. 子ども家庭支援センターは、虐待など子育ての困難が深刻となっており、体制強化が求められている。職員体制の強化、充実を図るとともに、現在の施設は、神南分庁舎の3階で、エレベーターもないため、子育て支援施設としてバリアフリー化した場所を検討し、改善すること。

(公立保育園の整備について)

1. 新耐震基準に満たないCランク、Bランクとなっている保育園については、子どもたちの生命と安全を守るため早急に耐震補強工事を実施すること。
2. 廃止した桜丘、西原保育園を復活し、神宮前、上原保育園を廃止しないこと。
3. 広尾保育園など大規模改修が必要な保育園の整備を早急に実施すること。また、各園から要望のある改修を早期に実施すること。
4. 職員の防災用具置き場を確保し、災害時に活用できるようにすること。

(公立保育園の充実のために)

1. 公立保育園を子育ての拠点と位置づけ、従来の区の職員配置基準を守り充実させること。
2. 一人ひとりの子どもにゆきとどいた保育をおこなうため、ゼロ歳児の保育士の配置を1対2に改善すること。

- 3 . 延長保育については、希望児全員が受けられるよう職員体制を整備すること。
- 4 . 園外保育充実のため雇い上げバスをふやすこと。
- 5 . 備品・消耗品費などを増額し、遊具、絵本など保育の教材、備品消耗品費を充実すること。
- 6 . 職員の欠員に対してはすぐに補充し運営に支障をきたさないこと。
- 7 . 障害児保育に対応した保育をおこなうため、職員を増員すること。
- 8 . 非正規雇用職員の待遇を改善すること。
- 9 . 保護者同士の交流をはかれるよう園が開園している時間帯の園舎利用や掲示板設置などの便宜をはかること。
- 10 . 空いている園の実情を常時、区のホームページに知らせるなど保護者への便宜を図ること。

(安全でおいしい給食のために)

- 1 . 保育園の給食の民間委託をやめ、調理員を必要規定からはずさないこと。
- 2 . 零歳児保育実施園に栄養士を再配置し、アレルギー対応食や家庭での食事についての相談をうけるなど、その役割を十分発揮させる体制にすること。
- 3 . 有機食品や低農薬野菜を積極的に活用し、遺伝子組換え食品や輸入食材は使用しないこと。
- 4 . 給食、間食費を増額し内容を向上させること。

(私立保育園の充実のために)

- 1 . 保育士の配置など公立保育園と同等の保育が実施できるよう、法外援護の充実をはかること。
- 2 . 給食内容を充実し、アレルギー児のため給食調理員の増員をおこなえるようにすること。
- 3 . 障害児保育については、障害の程度と年齢にあわせた人員配置助成をおこなうこと。また、こども発達支援センターからの専門スタッフの派遣の回数を増やし、適切な対応ができるよう支援すること。
- 4 . 一人ひとりの子どもにゆきとどいた保育をおこなうため、零歳の保育士の配置を1対2にできるように加算すること。
- 5 . プール、水遊び前に、眼科、耳鼻科健診を実施できるよう助成すること。
- 6 . ダニの駆除、衛生上の観点から布団乾燥を冬の時期も月2回に拡大すること。
- 7 . ごみの有料化の負担を軽減するため有料シールを各園に支給すること。
- 8 . 零歳児、用務、給食の基準外職員に正規職員なみの給与が保障できるよう補助すること。
- 9 . 「民間社会福祉施設職員給与の公私格差是正」のために必要な措置をとり、職員の労働条件を改善するよう都に申し入れること。
- 10 . 開設された認定子ども園の延長保育料は、認可保育園と同額にすること。

(幼保一元化施設について)

- 1 . 区立幼稚園、区立保育園をそれぞれ充実させることを基本におき、幼保一元化はおこなわないこと。
- 2 . 山谷かきのみ園のケータリング弁当をやめ、隣接の福祉施設を活用して、温かい給食に改善すること。

(保育室の充実のために)

- 1 . 区の運営費補助を今後も継続すること。

2. 耐震補強が必要な保育室に対し、早急に耐震診断や工事などができるよう助成すること。
3. 高村基金を活用しての社会保険事業主負担分については、全額補助に戻すこと。
4. 公立保育園なみに職員を処遇するために人件費、施設改善費を増額すること。
5. 保育室の延長保育については、運営に支障をきたさないよう実態にあわせた補助をおこなうこと。
6. 障害児保育を実施している保育室には、職員配置のための特別加算を実施すること。
7. 障害児保育を充実するため保育者の研修に対し、財政措置をすること。
8. 保育室の賃貸料の補助や賃貸契約の更新料への補助をおこなうこと。
9. 認証B型保育所への移行にあたっては、区施設の貸与等適切な援助をおこなうこと。

(認証保育所について)

1. 運営実態を把握し、常に情報を公開できるようにすること。

(認可外保育室について)

1. 区立認可外保育施設については、看護師を常勤化し区の認可保育園と同じ職員配置にすること。
2. 給食の外部搬入(ケータリング)をやめ、子どもたちの発達にふさわしい給食に改善すること。

(学童保育の復活について)

1. 学童保育事業と放課後クラブ事業の重複をさけることを理由に学童保育を廃止したが、放課後クラブは全校児童を対象とするもので、保育に欠ける子どもに適切な遊びと生活の場を与え健全な育成を図る学童保育の役割をはたしていない。学童保育事業を復活させること。

[教育委員会]

(公教育の充実をはかるために)

1. 児童・生徒、保護者、地域住民の合意のない山谷、代々木小学校の学校統廃合はやめること。小規模校を廃止、全区的に統廃合をすすめる渋谷区立学校の在り方検討会は、やめること。
2. 学校ごとに予算の格差をつけた「特色ある学校づくり」はやめ、公平・平等な教育予算とすること。
3. 2004年度から実施した区立小中学校の学校選択制は、地域の教育力を衰退させるとともに、施設の整った学校に多くの生徒が集まるなど学校間の格差を生み出すなど多くの問題が生じている。学校選択制を中止すること。
4. 一人ひとりの子どもにゆきとどいた教育を実施するためにも、小中学校の学級編成を30人以下とすることを都、政府に申し入れるとともに、区としても独自に職員を配置して実施すること。
5. 子どもや学校のランクづけをする全国一斉学力テストを中止するよう政府に申し入れること。
6. PTA活動が自主的、民主的運営を保障し、教育委員会が介入しないこと。
7. 渋谷区教育委員会の開催については、夜間の開催など区民が傍聴しやすくなるよう改善をはかること。
8. 教員の人事考課制度はすべての教員を5段階にランクづけし、管理教育を強化し、

教員の目を子どもから校長や教育委員会などに向けさせるものである。制度の廃止を都に申し入れること。

- 9 . 周年行事については子ども本位の簡素な内容にし、教師、保護者に多大な負担をかけないこと。
- 10 . 神宮前小学校の施設を一法人にすぎない国際交流学級に無償提供することはやめ、使用許可を取り消すこと。
- 11 . 愛国心の強制や行政の教育への介入などを許す改悪教育基本法の弊害を教育行政にもちこまないこと。

(ゆきとどいた教育をすすめるために)

- 1 . 学校でのいじめ問題の解決にむけ、学校、保護者と教育委員会が一体となって取り組み、いじめられる子どものケアとともに、いじめる子どもについても教育的で配慮ある指導をすること。
- 2 . 小規模校では専科の教員が不足しており、配置基準を見直し、教員の定数をふやすよう都教育庁に申し入れるとともに区独自に加配すること。
- 3 . スクールカウンセラーを増員し、常時相談に対応できるように改善すること。
- 4 . 就学援助の適用基準を生活保護の1・5倍に戻し、入学仕度金の支給額なども1万円に引き上げること。
- 5 . 義務教育は無償の原則に立って、父母負担の軽減のため、教材、教具などの区費負担を拡大すること。
- 6 . 遠足、移動教室の見学入園料等を予算措置し、私費負担を軽減すること。
- 7 . 日本語が理解できない外国人の児童・生徒を普通学級に受け入れる場合は、援助のための指導員を配置すること。
- 8 . 学校、幼稚園などの大気、土壌、プール水、給食食材について放射線量測定を継続して行い、結果を公表し、必要に応じた対策をおこない、保護者、区民の不安に応えること。
- 9 . 学校周辺の大気汚染、騒音などの公害による影響、実態を把握すること。
- 10 . 大気汚染のひどい学校について、児童生徒の健康調査を系統的におこなうなど健康管理を強めること。

(特別支援教育の充実について)

- 1 . 特別支援教室の固定学級廃止を中止するよう国に求めること
- 2 . 小学校の情緒障害の通級指導学級の設置校を増やすこと。
- 3 . 中学校にも情緒障害学級、難聴学級、言語学級を設置すること。
- 4 . S S T (ソーシャル・スキルトレーニング = 対人) や臨床心理士などの巡回相談は、複数の専門職で対応できるようにすること。
- 5 . 専門医による医療相談、検査、訓練をおこなうための予算を各校につけ、児童生徒の実態に応じて活用できるようにすること。
- 6 . 普通学級に通う障害児の介助員についてはアルバイトではなく、非常勤職員としての身分を保障すること。
- 7 . すべての特別支援学級にエアコン、温水シャワー、洗濯施設を設置すること。
- 8 . 特別支援学級に視聴覚教材、調理など教育上必要な器具を整備し、特別支援の職員室にコピー機を配備すること。
- 9 . 区連合行事、夏期休業中のプール教室に障害児のための指導員を適切に配置すること。
- 10 . 難聴学級、言語障害学級を中学校にも設置するとともに訓練室にブレイルームを増設すること。

- 1 1 . 障害児学級担当教員と「はあとぴあ原宿」の日中一時支援との交流や連携を強め、さらに強化すること。
- 1 2 . 特別支援教育は、実態にあわせて講師を増員すること。

(校舎や施設の改善について)

- 1 . 耐震工事については、非構造部材についても点検し、すみやかに改修すること。
- 2 . どの学校にも障害児が通えるよう年次計画でエレベーター設置など学校のバリアフリー化をすすめること。
- 3 . Pタイルや石こうボード等アスベスト含有形成板を使用している学校や幼稚園については年次計画で安全なものに切り替えること。
- 4 . 小中学校の体育館を冷房化すること。
- 5 . 全小中学校のトイレの改修を実施するとともに、洋式トイレ化をすすめること。
- 6 . 体育館や教室、廊下、更衣室等の雨漏りなど、改修を早急におこない、古い黒板や職員室の鍵のかからない机の更新など備品についても整備すること。
- 7 . 校舎内外の補修及び塗装の年次計画を早め、早期に達成すること。
- 8 . 教室の床を木製化するための年次計画をたて実施すること。
- 9 . 異年齢間の交流を促進するため、ランチルーム、多目的ホールを全校に整備すること。
- 1 0 . 口腔衛生向上をめざし給食後、歯のブラッシングやうがいなどの指導を強めるため、手洗い施設を改善すること。
- 1 1 . 保健室が狭い学校については余裕教室の活用などで十分な面積を確保すること。
- 1 2 . 全校の体育館内の暗幕、バスケットボールゴール板の上げおろしを自動化すること。
- 1 3 . グラウンドなど校舎外に設置されているトイレについては、整備すること。
- 1 4 . リサイクル活動ができるようゴミ置場などを拡大すること。
- 1 5 . 太陽光発電装置の設置など省エネ対策を促進すること。
- 1 6 . プールの旧式浄水装置を新式簡易装置に取り替えること。
- 1 7 . プール洗浄用オートクリーナーを全校に配置すること。

(学校図書室の改善について)

- 1 . 全校に学校図書室に専任の司書を配置し、児童・生徒たちに読書の楽しみを広げること。
- 2 . 文部科学省規準に達していない学校について、早急に図書購入費を増額し、整備すること。
- 3 . 学校図書室を充実し、区民への開放をすすめること。

(校外活動について)

- 1 . 山中高原学園の移動教室に医師も付き添うこと。
- 2 . 校外学園の行き先は、各校の自主性を尊重すること。

(奨学金制度の改善について)

- 1 . すべての高校の授業料を無償化することと「給付制」の奨学金制度を確立するよう国に求めること。
- 2 . 私立高校の入学金について適切な額に増額すること。
- 3 . 引き下げた所得基準を生活保護基準の1.5倍に戻すこと。

(中学校について)

1. 部活動の備品、消耗品費を増額し、父母の負担を軽減すること。
2. 修学旅行交通費の補助制度を創設すること。
3. 移動教室、修学旅行へ指導補助員を配置すること。
4. 移動教室、修学旅行補助員については、所属学年教員が参加できるようにすること。
5. 修学旅行での拝観料など、教師の自己負担をなくすこと。

(英語教育の充実のために)

1. 英語教育の充実のため外国人講師(非常勤)をさらに増員すること。
2. 講師が継続勤務を希望する場合は、それに対応すること。

(学校給食について)

1. すべての学校に栄養士を配置すること。
2. 小・中学校の給食費は公会計にし、無料化をめざすこと。
3. 教育の一環としておこなわれている学校給食を営利目的の企業にゆだねる民間委は、食を通しての子どもたちの健全な発達に対する責任を放棄するものである。民間委託を中止すること。
4. 安全性に問題が出ている遺伝子組み換え食品や輸入食品は使用をやめ、安全な有食品や低農薬野菜を積極的にとり入れること。
5. 老朽化している調理室を年次計画で改修し、衛生面からもドライ方式にし、オーブン、冷蔵庫、回転釜などの設備についても順次更新すること。
6. 給食調理室の冷房化を年次計画ですすめること。

(幼稚園教育の充実について)

1. 議会での「区立幼稚園存続のための請願」の採択を受け止め、幼保一元化による原、本町幼稚園の廃園計画を中止すること。
2. 区立幼稚園の統廃合基本計画を撤廃し、臨川幼稚園の存続を明確にすること。
3. 区立幼稚園での3歳児保育を実施し、充実を図ること。
4. 障害児の区立幼稚園に入園できるようにし、障害の程度によって指導員または、補助者を配置すること。
5. 区立幼稚園に保育助手と養護教諭を配置すること。
6. 併設の幼稚園にも用務主事を配置し、教員が保育に専念できるようにすること。
7. トイレの改修及び休養室の設置をすすめること。

(放課後クラブの改善について)

1. 民間委託を中止し、区が直接運営すること。
2. 学童保育の必要なB会員に対し、生活と遊びの場専用スペースを設置し、健全な育成ができるようプレイルームや休憩室などを整備すること。
3. おやつ代、教材費などの負担をなくし、無料にすること。
4. 指導員を定着させ、活動の質を向上させるため、賃金を引き上げるなど労働条件を改善すること。
5. カリキュラムに子どもの意見を取り入れ、楽しいクラブとして運営すること。
6. 日曜、祝日の1校への拠点化は中止し、複数校で実施すること。
7. 利用児のケガについては、父母に確実に連絡する体制にすること。
8. 発生したトラブルについてはただちに教育委員会に連絡し、すみやかに対策をとれる体制にすること。

9. 障害児に対して専門職員を配置するなど、体制を充実すること。

(教育センターの運営について)

1. 教育センターの所長を専任にすること。
2. 教育センターの専門相談員を常勤化するとともに、教育相談の開館時間を延長し、日曜日も開館すること。
3. 教育相談や視聴覚ライブラリーの蔵書の紹介にホームページを活用し、利用の機会を拡大すること。
4. 視聴覚ライブラリーの貸出しは、夜間もおこなうこと。
5. 心のサポート事業は、専門職員を増員し、家庭訪問の日数を増やすなど一層充実すること。

(文化財保護について)

1. 世田谷区と接する玉川上水に堆積している汚泥を除去すること。
2. 玉川上水については史跡にふさわしく整備するよう東京都に要求すること。

(社会教育活動の充実・発展のために)

1. 社会教育館のサービス公社への委託を中止し、直営とすること。
2. 元区議会議員を社会教育館館長とした措置をただちに撤回すること。
3. 社会教育館の省エネ化を促進しつつ、開館時間の延長をはかること。
4. 自主的な社会教育活動に対し、講師と保育者派遣など助成をひろげること。
5. 社会教育活動の事故、災害時の補償制度を充実すること。
6. 障害者のための教育講座の開催場所や回数をふやし、内容の充実をはかること。
7. 手話通訳の派遣事業を自主グループの講座にも拡大すること。

(白根郷土博物館・文学館について)

1. 文化活動の発信基地として区内文化サークルとの交流会等を開くこと。
2. 渋谷文学賞を制定し、文学者を育成すること。
3. 文学コーナーについては、渋谷区出身作家の作品と渋谷区が描かれている作品の収集・展示など、渋谷区の特徴を生かしたものとすること。
4. 文学コーナーでは、創作力向上や地域文化向上のための交流のアドバイスができる職員を配置すること。

(図書館の改善のために)

1. 代々木図書館の耐震化をすすめ、蔵書を増やすこと。
2. すべての図書館、図書室の省エネ化を推進しつつ、開館時間の延長を図ること。
3. 図書費の削減をやめ、購入費を増額し、蔵書を増やすこと。
4. 代官山地域、千駄ヶ谷地域の図書館設置を早急に具体化すること。
5. 障害者や体の不自由な高齢者のために、エレベーターの設置されていない図書館にエレベーターを設置すること。
6. 全館で障害児のための「玩具図書」コーナー等を設置すること。
7. 点字図書やテープの宅配サービスと対面朗読サービスをセットして視覚障害者が情報等に接する機会を増やすこと。
8. 点字本や拡大本、カセットテープのいっそうの活用をはかるため、PRに積極的につとめること。
9. 親子読書会を育成するため、配本などの援助を強めること。

(利用しやすいスポーツセンターに)

1. 近隣住民の理解を得て、グラウンドの夜間の利用時間を拡大すること。
2. スポーツ教室に、障害者(児)対象の教室を増やすこと。
3. プール管理については、事故防止のため、監視員以外に指導員を常時配置し万全を期すこと。
4. 障害児用の更衣室をプールに近い場所に移すなど改善をはかること。

(社会体育振興のために)

1. 屋内体育館、校庭開放のスポーツ活動における事故の補償額を引き上げること。
2. 地域開放している体育館に温水シャワーを設置すること。
3. スポーツクラブ、同好会の自主的活動を奨励し、必要な援助をおこなうこと。
4. 中学校グラウンドの夜間照明の設置を年次計画ですすめること。
5. 大山運動公園野球場を広くすること。
6. スポーツ施設の利用時間を延長すること。

(夏季施設の運営の改善について)

1. 要保護、準要保護家庭の参加児童、生徒の仕度金を増額すること。
2. 行事保険の補償額を大幅に増額し、改善すること。
3. 各施設の運動用具、備品などを増やし施設の整備充実をはかること。

(松涛美術館について)

1. 小中学生の入館料を無料にすること。
2. 企画展の周知については、1年間通しての内容を年度はじめに区民に知らせること。
3. 区民から寄贈された作品については、展覧会を実施するなど区民に公開すること。
4. 入館者増をはかるためホームページの更新を適時おこなうなど、引き続きPR方法を改善すること。
5. 美術教室については、希望者が全員受けられるようにコースを増やすこと。
6. 渋谷駅、神泉駅に美術館への案内表示板を設置すること。

[地域別要求]

(恵比寿・広尾・東地域)

- 1 . 地下鉄広尾駅・恵比寿側にエレベーターを設置するよう東京メトロに申し入れるとともに、駅周辺に駐輪場を増設すること。
- 2 . 都立広尾病院は都の災害基幹病院であるとともに、地域医療にとっても欠かせない病院であり、都立のまま存続するよう東京都に申し入れること。
- 3 . 臨川幼稚園の廃園計画を撤回し、広尾幼稚園も廃止しないこと。
- 4 . 加計塚小学校旧体育館跡地に学童保育施設を作ること。
- 5 . J R 恵比寿駅から公共施設へのガイドサインを設置すること。
- 6 . 加計塚小学校下の区道（ピール坂）に歩道を設置すること。
- 7 . J R 恵比寿駅東口 1 階部分にエスカレーターを設置すること。また、2 階部分の階段から既存の駅エスカレーターとの間に駅利用者が雨にぬれないように、J R と協議して屋根を設置すること。
- 8 . 恵比寿駅東口交差点から恵比寿駅にむかう区道の擁壁が膨らんでおり、地震発生等により崩壊する恐れがあるので至急改修すること。
- 9 . 渋谷橋交差点に明治通りを渡れる横断歩道を設けるよう東京都に申し入れること。
- 10 . 天現寺交差点は歩道がなく、車イスや高齢者が遠回りして広尾病院に通院している。横断歩道または歩道橋にエレベーターの設置など、バリアフリー化するよう関係機関に働きかけること。
- 11 . 長年、地域で暮らしてきた高齢者が安心して住み続けられるよう、区営高齢者住宅を増設すること。
- 12 . 広尾五丁目（明治通り北側）内の区道については、歩行者優先道路として整備すること。
- 13 . 恵比寿駅周辺の道路に設置されているパーキングメーターについては、災害時の車両通行に支障をきたす恐れがあるので廃止すること。
- 14 . 地域交流センター新橋内の高齢者優先コーナーは、高齢者施設として敬老館条例、はつらつセンター条例に位置づけること。
- 15 . 氷川出張所の窓口を東地域のもとの場所に開設すること。
- 16 . ひがし健康プラザ子育て広場に常勤職員を配置し、子育て支援センターとして復活すること。
- 17 . 渋谷川の清掃をこまめに行い、ユスリカの発生を防止すること。また、住民の苦情には機敏に対応すること。

(恵比寿南西・代官山・大向地域)

- 1 . 恵比寿複合施設建設計画にともなって恵比寿出張所が住民の反対を押しきって廃止された。移転した恵比寿出張所を、建て替え後元の所在地に戻すこと。
- 2 . ゼロ歳、1 歳児など低年齢の待機児が深刻なため、桜丘保育園を存続すること。
- 3 . 代官山子育て支援センターは、利用が区内に住所を有するものとなっているので区内在住者の孫も利用できるように改善すること。
- 4 . 代官山地域の八幡通りでは、歩道が狭く、車道を歩行者が歩いたり、歩行者と自転車混在し事故がおきていることから交通安全対策を強化すること。
- 5 . 恵比寿地域に公共施設へのガイドサインを設置すること。特に、恵比寿西一丁目五差路にも設置すること。
- 6 . 山手通り・槍ヶ崎交差点の歩道橋下に、早急に横断歩道を設置するよう都に求めること。
- 7 . 恵比寿西 1 丁目交差点五差路をスクランブル化など検討し、歩行者の利便と安全対策を強化すること。

- 8 . 猿楽トレーニングジムのインストラクターを増員し、指導者のつくプログラムを週2回から以前のように4～5回に増やし充実させること。
- 9 . 松涛公園のトイレを改善すること。
- 10 . 大向地域に子育て支援センターを設置すること。
- 11 . 桜丘保育園を復活すること。
- 12 . 神泉町は包括支援センターがパール鉢山となっているが不便なため、高齢者ケアセンターに変更すること。
- 13 . 渋谷駅(南口)国道246の歩道橋が汚いので、国に対して、清掃をおこなうよう改善を求めること。
- 14 . 渋谷駅周辺の自転車の路上パーキングをなくし、安全対策を強化すること。
- 15 . 道玄坂センター街等のカラス対策のため、生ごみの出し方について、事業所への指導を強化すること。
- 16 . 繁華街の不燃ごみ収集の回数を週7日から2日に減らしたが、回数を増やすこと。
- 17 . 渋谷駅、東急本店、東急ハンス周辺では駐輪場が不足している。東急、西武などの企業に、駐輪場を確保するよう要請するとともに、区としても整備すること。
- 18 . 渋谷駅やセンター街などの広告のオーロラビジョンの音量を下げるよう事業者にも協力を求めること。
- 19 . 渋谷駅南口の清掃回数を増やし、きれいな街にすること。美化の啓発に力を入れること。
- 20 . 渋谷駅周辺の広告の看板などが風紀を乱している。環境対策を強化するため関係機関に働きかけ、実効ある対策を行うこと。
- 21 . 渋谷駅からのデマンドバスの運行は、一方向である。4本に1本の割合で交互運行、運転をおこない利便性に供するようバス会社に働きかけること。
- 22 . 宇田川遊歩道について、旧大向区民会館脇などの未整備の道路を改修すること。
- 23 . 宇田川交番周辺の壁のらくがき対策を講じること。
- 24 . 富ヶ谷1丁目から東急本店わきにぬける一方交通の道路(バス通り)の交通安全を確保すること。
- 25 . 町会が、安全・安心のために設置している「子どもの通学路です」などの看板に補助をすること。
- 26 . 町会掲示版は地域での取り組みや区の情報など周知をする重要な伝達手段となっていることから、増設すること。また、掲示物が読みやすい文字の大きさや、紙質などを改善すること。
- 27 . 歩行喫煙が多く見受けられるので美化活動や啓発活動を強化すること。

(渋谷地域)

- 1 . 旧渋谷小学校跡地南側の利用計画は計画段階から住民の要望をきき、計画にもりこむこと。また、公衆浴場の空白地域であるため、複合施設内に設置すること。
- 2 . 渋谷3丁目の中央競馬場外馬券所は利用者が公道にあふれ、ゴミをはじめとして近隣住民の環境を悪化させている。中央競馬会に移転を申し入れること。
- 3 . 2005年に廃止された宮益坂上の渋谷2丁目交番にかわる交番を復活するよう都に申し入れること。

(上原・富ヶ谷地域)

- 1 . 上原保育園、区民会館、出張所は耐震診断でCランクであり、耐震補強工事を早急を実施すること。
- 2 . 上原、富ヶ谷地域の待機児解消のため早急に認可園の増設計画をたてること。上

- 原保育園は、耐震補強工事をおこない、公立保育園として存続すること。
- 3 . 井の頭通りの大山町から上原方面・トルコ教会側の坂に、自転車のスピード減速の表示など安全対策を講じること。
 - 4 . 代々木八幡駅前の踏切の上原方面に移設する計画は見直すよう小田急電鉄に強く求めること。
 - 5 . 上原地域に町会の集会所を設置すること。
 - 6 . 町会掲示板に雨除けの屋根をつけること。
 - 7 . 山手通り東大裏ガソリンスタンド前の交差点の歩行者用信号が半分だけ青になることから危険なため、都に改善を求めること。
 - 8 . 山手通りの富ヶ谷交差点に自転車専用レーンを関係機関と協議し設置すること。
 - 9 . 幡ヶ谷折り返し所行きバスの運行時間を、30分間隔から20分間隔に増発するよう東急バスに申し入れること。
 - 10 . 地下高速道路の富ヶ谷ランプができたため住宅地、商店街が今よりさらにぬけ道になり、安全面からも問題である。住環境を守るよう対策をとること。
 - 11 . 井の頭通りの渋谷寄り富ヶ谷交差点の下に横断歩道を設置するよう関係機関に働きかけること。
 - 12 . 上原区民会館、上原敬老館等の開館時間を元に戻すこと。
 - 13 . 千代田線の代々木公園駅のバリアフリー化を東京メトロや関係会社に申し入れること。
 - 14 . 井の頭通りのバス停に雨よけの屋根を設置するよう関係者に働きかけること。
 - 15 . 上原銀座の商店への買物等、短時間の駐輪場所を確保すること。
 - 16 . 掲示板に住居表示番号を入れること。
 - 17 . 上原公園、富ヶ谷公園のトイレを改修すること。
 - 18 . 防災組織の活動の支援を、地域防災リーダー、避難所運営リーダーの養成などを強化すること。
 - 19 . タバコの投棄されやすい駅周辺にポイ捨て禁止の看板を設置するなど対策を強化すること。また、吸い殻入れを増設する費用の補助をすること。
 - 20 . 階段のある道路には、自転車が通れる傾斜路を設置すること。
 - 21 . 山手通り（小田急線上の高架）の振動、騒音対策を都に求めること。
 - 22 . 道路標識・街路を覆う樹木については交通安全上大変危険であり、所有者等の了解を得て、剪定を実施すること。
 - 23 . 区立公園の樹木剪定について、剪定期間などを含め、管理を徹底すること。
 - 24 . 上原地域は坂道が多く、集中豪雨などによる床上・床下浸水などの危険性が高いので、雨水流水溝の整備を強化すること。

（西原地域）

- 1 . 西原1丁目34番横の通路は、狭いにも関わらず対面通行で危険である。幡ヶ谷駅南口から新宿方向への一方通行路にすること。
- 2 . 西原1丁目の木造密集地域については、緊急に街区消火器を整備するとともにスタンドパイプ置き場を設置し、耐震補強工事に対する助成対象と助成金額を大幅に引き上げること。また、旧耐震にもとづく建物については建て替えについても助成を行うこと。
- 3 . 西原地域の住宅街を通る、都道補助211号線の建設計画については再検討するよう都に申し入れること。
- 4 . 西原商店街は朝の通学時間は通行止めのはずなのに車の通行があるので、進入禁止を徹底するよう関係機関に要請すること。
- 5 . 西原商店街から上原方面への下り坂で、猛スピードで走る自転車対策として、注

意を促す看板を設置するなど関係機関と協議して解決すること。

6. 「西原三丁目施設」を存続すること。
7. 大山町周辺の玉川上水緑道内とその付近の違法駐車を取り締まりを強化するよう代々木警察署に要請すること。
8. 代々木中学校庭横の道路については、歩道分離のためのポールを設置するなど、歩行者の安全を確保すること。

(初台地域)

1. 初台駅前の京王のバス停に屋根を設置するよう事業者申し入れること。
2. 初台緑道上の駐輪場については、清算機を原付バイク置き場の近くにも設置するとともに自転車のハンドルがぶつからないよう自転車置き場の間隔を広げること。
3. また、緑道上の喫煙コーナーについては歩行者に煙がいかないように植栽を高くするなど、さらに改善すること。
4. 幡代通りのOKストア前に横断歩道を設置するよう関係機関に要請すること。
5. 初台2丁目に十分な広さをもつ公園と公衆トイレをつくること。
6. 初台2丁目13番の2と3の間の階段に手すりを設置すること。

(代々木地域)

1. 山谷小学校、代々木小学校の統廃合は中止すること。
2. 代々木区民館・保育園の耐震補強工事をただちに実施すること。
3. 早急にJR代々木駅にエレベーターを設置し、バリアフリー化を図るようJR東日本に要請すること。
4. 代々木1丁目児童公園の植樹帯柵の設置など整備すること。
5. 朝の通学通勤時は西参道から参宮橋駅前の道路に進入する車両が徐行するよう、道路上にも注意喚起をする標識で表示をすること。
6. 代々木1丁目自主管理施設にエレベーターを早急に設置すること。また、清掃費は区費で負担すること。
7. 代々木区民会館わきの階段と代々木3-1と2の間の階段2ヶ所が老朽化し、石段の一部が欠損しているのを改修すること。また、手すりのペンキも塗り替えること。
8. 代々木敬老館は夜間・日曜・祝日を一般開放すること。
9. 参宮橋駅の駅員の一部無人化を中止するよう小田急電鉄に申し入れること。
10. 代々木4丁目児童遊園地に設置してある自転車の集積をやめ、公園として使えるようにすること。
11. 小田急線新宿1号・2号踏切の解消のため地下化にするよう、また、小田急線沿線の騒音、振動対策を小田急電鉄に申し入れること。

(本町地域)

1. 本町学園周辺の通学路に、緊急にスクールゾーンを設置すること。
2. 本町学園の校庭開放事業を実施すること。
3. 耐震工事が早急に必要住宅についての相談を本町地域の区民会館だけでなく、包括支援センターや二軒家地域交流センターなどきめ細かく実施すること。
4. 耐震診断を受けるよう啓発ビラなどを継続して配布するとともに、補強工事が必要な人には制度を分かりやすく知らせるパンフレットを送付することなど耐震工事を促進すること。
5. 木造密集地域再生事業を活用して建て替えができるよう、広く制度を知らせると

- ともに、対象住宅には個別の説明会、相談会を開くこと。
- 6 . 本町を火災から守るため、消火栓のない暗渠上や細街路にも街区消火器を設置するとともに、スタンドパイプも増やすこと。
 - 7 . さくら公園以外の本町地域内にある公園に災害時の生活用水として使用できるよう井戸を掘って手こぎ用ポンプを設置すること。
 - 8 . 児童福祉センターの耐震化にあたっては、建て替える場合でも、仮施設を設置するとともに、児童福祉法に基づく福祉施設として現在の事業を継続すること。
 - 9 . 初台駅の甲州街道本町口に初台口との行き来をスムーズにするため、事業者と協力してエレベータを設置すること。
 - 10 . 火災や突発的な災害時に被災者を緊急に収容するため、敬老館等の区施設を一時的に開放すること。
 - 11 . 本町4丁目から5丁目に至る暗渠(歩道)を、高齢者・車椅子が通れるように段差を解消するなど整備すること。
 - 12 . 本町4丁目41番地のハチ公バスの停留所付近は、夜は暗くて危険なので、街路灯を設置すること。
 - 13 . 本町南児童遊園地内に、新たに本町地区に配備されたC型可搬ポンプの収納庫を設置すること。
 - 14 . 本町山之上町友会の地域内に住民の利便性を考慮した防災倉庫並びにストックヤード等の設置をすること。
 - 15 . 南町会の防災倉庫が狭いのでもっと広い倉庫を整備すること。
 - 16 . 本町二軒家町会の境のがけ並びに本町東小学校から延びるがけについて、がけ崩れの危険度診断を実施すること。(本町3丁目18番から28番、46番、本町4丁目2番、5番から7番)
 - 17 . 本町4丁目「新橋」周辺の浸水を防ぐための工事と路面の整備をすること。
 - 18 . 首都高速道路新宿環状線の初台までの開通に伴う大気汚染の影響を最小限にするため、開通後は沿道の常時測定カ所と定期測定カ所を増設すること。
 - 19 . 山手通りの拡幅に伴う沿道の区道、私道のつけ替えにあたっては勾配を8%以内にするよう事業者を求めること。
 - 20 . 大江戸線西新宿五丁目駅周辺の渋谷区内に駐輪場を設置すること。
 - 21 . 本町地域に高齢者、障害者のグループホーム、グループリビングを設置すること。
 - 22 . 十二社幹線上の遊歩道については車イスも通れるよう全面的に改修すること。
 - 23 . 本町5丁目、6丁目地域に住民の自主管理施設を設置すること。
 - 24 . 初台1丁目と本町1丁目をつなぐ甲州街道の歩道橋上は、清掃を定期的に行うよう管理者に要求すること。
 - 25 . 本町5丁目、幡ヶ谷保育園前の区道と遊歩道の交差点の南東角に、通園児の安全を確保するようカーブミラーを設置すること。
 - 26 . 本町地域に公衆浴場を設置すること。
 - 27 . 山手通り清水橋交差点周辺に自転車駐輪場を設置すること。

(幡ヶ谷地域)

- 1 . 玉川上水緑道を散策する人のため、ベンチを設置すること。
- 2 . 玉川上水緑道の老朽化した簡易トイレを改修するとともに、廃止・撤去尾した幡ヶ谷1丁目31番先のトイレを復活すること。
- 3 . 中野通り(都道補助26号線)幡ヶ谷1丁目13番先の植え込み付近・消防学校の壁面にトイレを設置すること。
- 4 . 幡ヶ谷駅前交差点の電柱は視界をさえぎり危険なので、地中化を国土交通省に要

請すること。

- 5 . 幡ヶ谷駅については非常時のみの出口が設置されているが、恒常的に使えるように京王電鉄に要請すること。その際、幡ヶ谷1丁目3番と幡ヶ谷2丁目14番との間の甲州街道に横断歩道を設置すること。
- 6 . 旧玉川上水緑道の東急バス幡ヶ谷折り返し所付近に公衆便所をつくること。
- 7 . 旧玉川上水緑道は自然のまま残し、緑道内にバイクなどが進入しないようにすること。
- 8 . 京王・都バスの幡ヶ谷原町停留所に屋根をつけるよう、関係機関に申し入れること。
- 9 . 京王・都バスの幡ヶ谷駅前停留所と幡ヶ谷原町停留所の間新たに停留所をつくるよう関係機関に申し入れること。
- 10 . 甲州街道と中野通りの交差点、幡ヶ谷2 - 3 2の角は、ビルが視界を遮って見通しが悪く危険である。カーブミラーを設置すること。
- 11 . 幡ヶ谷駅交差点周辺の電柱は、視界を遮って危険なので地中化すること。
- 12 . 甲州街道の幡ヶ谷1丁目と幡ヶ谷2丁目の歩道橋を清潔に保つとともに、耐震強度を十分に保つこと。
- 13 . 幡ヶ谷駅から幡ヶ谷2丁目都営住宅に至る歩道に、点字ブロックを敷設すること。
- 14 . 幡ヶ谷3丁目と本町5丁目の間の新道公園かその近辺に、堅固な防災倉庫を設置すること。
- 15 . 幡ヶ谷2丁目の幡ヶ谷駅周辺や幡ヶ谷3丁目の幡ヶ谷区民館周辺、中幡小学校周辺は、区独自に木造密集地域の指定を行い、緊急に街区消火器を整備するとともに、スタンドパイプ置き場を設置すること。また耐震補強工事に対する助成対象と助成金額を大幅に引き上げること。旧耐震にもとづく建物については建て替えについても助成を行うこと。
- 16 . 幡ヶ谷2丁目の都営幡ヶ谷原町住宅は区が取得し、福祉の複合施設として検討すること。
- 17 . 甲州街道の幡ヶ谷駅前の横断歩道の通行時間が短すぎるので、高齢者でも安心して渡れる時間にするように関係機関に要請すること。
- 18 . 幡ヶ谷駅のホームへのエレベーター設置にともない本町口(幡ヶ谷2丁目)側にも設置するよう京王電鉄に要請し、実現すること。
- 19 . 幡ヶ谷駅周辺の放置自転車対策を強化すること。
- 20 . 幡ヶ谷駅前の甲州街道の植栽を増やし、緑地を確保するとともに、明るい環境にするため、「太陽光採光システム」を導入するよう国土交通省に申し入れること。
- 21 . 幡ヶ谷2丁目の水道道路沿道に建設されている都営住宅に、早急にエレベーターを設置するよう都に申し入れること。
- 22 . 都営幡ヶ谷2丁目アパートの1階階段の段差を解消するよう都に申し入れること。
- 23 . 震災対策強化の一環として幡ヶ谷3丁目に防災公園を設置すること。
- 24 . 中幡小学校周辺の道路が抜け道化しており、通学路が危険なので、通学時間だけでも進入禁止の表示をするよう関係機関に要請すること。
- 25 . 幡ヶ谷3丁目、7号通りの一方通行出口に「一方通行」であることを、車両に分かりやすく表示すること。また、この道路に車両重量制限を設定するとともに、午前7時30分から8時30分の学童通行時間帯は車両通行規制をおこなうこと。

(笹塚地域)

- 1 . 笹塚駅前・甲州街道の歩道橋にエレベーターを設置すること。
- 2 . 笹塚駅前の甲州街道の横断歩道信号は青の時間が短く、危険なため改善するように代々木警察署に申し入れること。
- 3 . 笹塚 1 丁目に住民が憩える公園を増設すること。
- 4 . 笹塚駅前の京王重機ビルの建て替えにともなう解体工事で歩道が狭められ危険である。ガードマンを増やし、通行人の安全を確保するよう京王重機(株)を指導すること。
- 5 . 笹塚 1 丁目地区のまちづくりについて、京王重機ビルや公団住宅、中村屋工場の再開発を誘導するものとなっている。高層ビルを林立させる地区整備計画は中止すること。
- 6 . U R 都市機構笹塚駅前住宅の南側の道路が狭く危険なため、拡幅すること。
- 7 . 笹塚 1 丁目 5 番先の中野通り (都道補助 2 6 号線) の残地について、花壇など近隣住民の意向にもとづき、有効活用できるように関係機関と協議すること。
- 8 . 笹塚 1 丁目の中野通り (都道補助 2 6 号線) の振動、騒音を軽減するため、速度制限、重量制限を実施するよう代々木警察署に申し入れること。
- 9 . 笹塚 1 丁目 2 番先の中野通り (都道補助 2 6 号線) の歩道にある車両侵入止めのポールについて、夜間、自転車や歩行者が衝突しないようにするため、蛍光シールを鮮明なものにするよう関係機関と協議し実施すること。
- 1 0 . 笹塚 2 丁目の水道道路沿道に建設されている都営住宅に、早急にエレベータを設置するよう都に要請すること。
- 1 1 . 笹塚 1 丁目 1 3 番 1 号の電柱は、自動車の運行の障害になっているので関係機関と協議し移動すること。
- 1 2 . 文化財に指定された玉川上水の法面が崩落し危険である。また、崩壊した土砂で床面が上がって形状が変化しており、ただちに改修すべきである。歴史的景観を守るため抜本的な保全策をとるよう都水道局に要請するとともに区としても取り組むこと。
- 1 3 . 笹塚 3 丁目施設を改修し、イスの利用もできるようにすること。
- 1 4 . 笹塚 3 丁目の 1 3 号通り公園の北側にある遊休地に西北町会の防災倉庫を設置すること。
- 1 5 . 笹塚 3 丁目の 1 3 号通り公園に町会掲示板の設置を支援すること。
- 1 6 . 笹塚 3 丁目の 1 3 号通り公園に接する道路を改修し安全に通行できるようにすること。
- 1 7 . 笹塚中学校前の信号については、暴走族対策として夜間は押しボタン式にするよう代々木警察署に要請すること。
- 1 8 . 笹塚地域に高齢者借り上げ住宅を増設すること。
- 1 9 . 笹塚駅北口のひろばの三井住友銀行笹塚支店わきの通路について、段差が見えにくいいため、通行人が踏み外すなどけが人が出ている。改善するよう関係機関に申し入れること。

(千駄ヶ谷地域)

- 1 . 小・中学校等に設置してある防災無線の音声は何を言っているかはっきりしない。早急に改善すること。
- 2 . 千駄ヶ谷区民会館にエレベーターを設置すること。
- 3 . 千駄ヶ谷駅周辺の点字シートが劣化しているので張り替えること。
- 4 . 千駄ヶ谷 4 丁目の大通り商店街の道路上の歩道区分の白線を塗りかえること。
- 5 . 区道上の電柱等の地中化を促進するため、関係機関と協議すること。

- 6 . 千駄ヶ谷・神宮前地域のコミュニティバスルートは、千駄ヶ谷5丁目が対象になっていないため、コース及び停留場をつくること。また、千駄ヶ谷区民会館近くもルートとすること。
- 7 . J R 東日本と協議し、千駄ヶ谷駅前の J R 東日本所有地と区所有地の部分の舗装を一体的にクリーンなイメージのものに改善すること。
- 8 . J R 東日本と協議し、千駄ヶ谷駅前の適切な場所に喫煙コーナーを設置すること。
- 9 . 原宿署の移転後、千駄ヶ谷4、5丁目に交番を設置すること。
- 10 . J R 代々木駅の2つの踏切を解消するため埼京線などの地下化を国、都に予算化するよう強く要請すること。
- 11 . 千駄ヶ谷5丁目都営アパートにエレベーターを設けるよう都に働きかけること。
- 12 . 千駄ヶ谷4丁目に、十分な広さのある子どもの遊び場、公園をつくること。
- 13 . 町会に小型用防災テント（機能性のあるもの）を整備すること。
- 14 . 町会に車椅子（万年タイヤ式）を設置すること。
- 15 . 資源回収日の回収時間は可能な限り同一時間にすること。
- 16 . 公園等での不法投棄が後を絶たないので公園の巡回を増やすこと。

（神宮前地域）

- 1 . 区立神宮前保育園を廃園にしないこと。
- 2 . 神宮前区民施設、保育園の耐震化をただちにおこなうこと。
- 3 . 区民の利用の高いこどもの城、青山劇場、青山円形劇場を存続するよう国に求めること。
- 4 . 神宮前1丁目、6丁目の特別繁華街地区の清掃収集日については、日曜日も実施すること。
- 5 . 原宿駅前歩道橋に並行した横断歩道を設置するとともに、神宮前交差点はスクランブル交差点にするよう関係機関に要請すること。
- 6 . 神宮前地域の自主防災が行う神宮前小学校に、防災訓練で使用する起震車が入れるように改善すること。
- 7 . 穏田区民会館の施設計画は広く住民の意見と参加ですすめていくこと。
- 8 . 区立宮下公園など、区立の都市公園の商業的活用はやめること。
- 9 . 東京都の青山病院跡地について、民間企業に売却しないよう都に申し入れること。
- 10 . 地下鉄表参道駅の出入口（A2、伊藤病院側）にエスカレーターを設置するよう東京メトロに要請すること。
- 11 . 神宮前2丁目、熊野神社から地下鉄外苑前に至る区道に点字ブロックを設置すること。途中から港区になるが協議して一体化すること。
- 12 . 地下鉄明治神宮前の出入り口について、新たに神宮前交差点の南東側（神宮前6丁目3番・4番）に設置するよう関係機関と協議すること。
- 13 . 原宿外苑中学校及び千駄ヶ谷小学校の体育館の雨もりについて抜本的に修繕すること。
- 14 . 明治通り沿線を含む神宮前地域に高層ビルの乱立を防止するため、高層地区の特例を認めないこと。また、神宮前1～4丁目の良好な住宅地域を守るため、高さ制限を厳格にすること。
- 15 . 公道の落葉樹等の剪定は定期的に速めにおこなうこと。
- 16 . 神宮前の遊歩道の清掃は、植え込みの中も毎日実施すること。
- 17 . 神宮前1丁目と神宮前3丁目にわたる明治通りの歩道橋の歩道部分にかかっている柱周辺に歩行者の障害にならないスペースがあり、3丁目側には交通安全用のテント設置スペースを残し、1丁目、3丁目の柱周辺に駐輪場を設置すること。
- 18 . 表参道の歩道橋下のスペースにバイク、自転車の駐輪場を設置すること。

- 19．原宿商店街や神宮前2丁目の商店街における落書消し運動に対し、区として支援し、地域環境の改善をはかること。
- 20．神宮前地域でのバイク、自転車駐車をふやすこと。
- 21．神宮前地域での違法露店について関係機関と協力し、一掃すること。
- 22．神宮前地域の児童公園は、外来者も多く、特に汚れが激しくなっている。区の予算で清掃回数を増やし、除草も復活すること。
- 23．神宮前地域に高齢者、障害者の区営住宅の建設と地域型特別養護老人ホームやグループホームを設置すること。
- 24．コミュニティバスルートの見直しを行い、神宮前6丁目から「ひがし健康プラザ」に直接いけるようにすること。
- 25．神宮前地域の建築基準法違反の建築物についての監視を厳重に行い、指導を貫徹すること。
- 26．神宮前地域で飲食店の深夜に及ぶ営業と大型換気によるダクトからの騒音公害などが静穏な住環境を破壊している。住民の生活権、環境権を保全するうえからも、出店業者に対する指導要綱などをつくり、区独自に規制を強化すること。
- 27．町会掲示板を可能なところは大きくし、風雨対応型及び夜間照明を設置すること。
- 28．原宿一丁目町会の防災倉庫は電灯設備がなく場所もはなれており、出入りも困難などもっと機能的になるよう改善すること。
- 29．防犯対策強化をすすめるとともに、街路灯の数、設置場所を調査し、見直しを図ること。
- 30．神宮前3丁目の交番の体制について、警察官の増員と常駐化するよう都に働きかけること。
- 31．電柱等の地中化を促進するため、関係機関と協議すること。
- 32．ゴミ集積所におけるカラス対策をさらに強化すること。
- 33．明治通りと表参道に自転車専用レーンを設置するよう関係機関に申し入れること。
- 34．神宮前3丁目原宿幼稚園の外苑西通りに設置している歩道橋を撤去すること。
- 35．JR原宿駅竹下口改札について、正月3日間は下車客専用となっているため、近隣住民が乗車できるよう関係機関に申し入れること。
- 36．原宿警察署前の明治通りの歩道橋の下に、横断歩道を設置するよう関係機関に申し入れること。
- 37．神宮前2 - 35 - 13前の区道は坂道となっており、自転車加速防止ゾーンを設置するなど対策を講じること。